

第5次 にいみ 男女共同参画プラン



令和8年3月
新見市

ごあいさつ

本市では、令和2年6月に「第3次新見市総合計画」を策定し、「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」の実現を目指して様々な取組を実施してまいりました。



この目標の達成に向けては、男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが光り輝くことができる地域づくりが必要不可欠であることから、本市では、「にいみ男女共同参画プラン」に基づき、家庭・地域・職場など、さまざまな分野において男女共同参画を進めてまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や人口減少、少子高齢化の進行、家族形態や働き方の多様化など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

こうした中、女性活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの確保、配偶者等からの暴力防止など、男女共同参画に関する取組・課題は暮らしに直結することから、これまで以上の取組の推進や課題の早期解消が求められています。

この度、第4次にいみ男女共同参画プランの計画期間が満了することから、これまでの成果の検証やアンケート調査を実施し、複雑多様化する市民ニーズを捉えつつ、男女共同参画社会の早期実現を目指すため「第5次にいみ男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランの推進にあたっては、市民・企業・行政の協働による取組が欠かせません。本計画の基本理念である「男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち」を実現するため、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました新見市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係各位に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

新見市長 **石田 實**

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
【3】男女共同参画に関する国内の動き	4
第2章 計画の概要	8
【1】計画の位置付け	8
【2】計画の期間	9
【3】計画の策定体制	9
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題	10
【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く本市の現状	10
【2】第4次計画期間における取組内容の点検と評価	25
【3】第4次計画における数値目標の達成状況	39
【4】アンケート調査結果から読み取れる本市の現状	40
【5】現状分析から読み取れる本市の課題	55
第4章 計画の考え方	57
【1】基本理念	57
【2】施策体系	58
第5章 施策の展開	59
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	59
【基本目標2】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）	64
【基本目標3】地域社会における男女共同参画の推進	69
【基本目標4】生涯にわたる健康づくりへの支援	72
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）	74
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり （新見市困難な問題を抱える女性支援計画）	76
第6章 計画の推進に当たって	80
【1】計画の推進体制	80
【2】計画の進行管理	80
【3】数値目標	81

資料編	83
【1】新見市男女共同参画まちづくり条例	83
【2】新見市男女共同参画審議会委員名簿	86
【3】策定経過	87
【4】男女共同参画社会基本法	88
【5】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	92
【6】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	100
【7】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	112

第1章 計画の策定に当たって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

昭和50年（1975年）、国連は同年を「国際婦人年」と位置付けました。これが一つの契機となり、女性の地位向上に向けて、女性の権利や平等について考える動きが世界的に広がりました。さらに、昭和52年（1977年）には加盟国に対して、女性の権利を尊重し平等な社会の実現に向けた記念日を設けるよう、呼びかけが行われました。現在では、毎年3月8日を「国際女性デー」として、世界各地で記念行事や啓発活動が行われています。

令和7年（2025年）は「国際婦人年」が位置付けられた歴史的な取組から50年の節目に当たります。

一方、国内においては、昭和60年に「男女雇用機会均等法^{※1}」が成立し、令和7年で40年の節目となります。その間、男女共同参画を目指す取組には、一定の成果がうかがえます。しかし、地域社会においては、従来の社会通念や慣習、しきたりなどを背景に、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が根強い状況にあります。

我が国においては、総人口の減少をはじめ出生数の減少や少子高齢化の進行、それに伴う社会保障費の増加や労働力の減少が危惧されています。現在は第5類に移行した新型コロナウイルス感染症の拡大も、社会に多大な影響を及ぼしてきました。

社会の持続的な発展のために、男女共同参画社会の形成を推進することは、引き続き重要な政策課題として位置付けられます。

そのような中、AIの活用によるICT（情報通信技術）の進化や社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※2}の加速など、先端技術の急速な進展は、産業や働き方にも大きな変革をもたらそうとしています。また、令和3年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正^{※3}をはじめ、令和5年では「性の多様性に関する法律^{※4}」の施行、令和6年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律^{※5}」や「育児・介護休業法」の改正^{※6}など、様々な関係法令の改正等も進められています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、これまでに積み重ねてきた成果を生かし、また、社会の変化に適切に対応しながら、より実効性のある施策や仕組みづくりを検討していく必要があります。

※1 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」

※2 デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。（Digital Transformation）

※3 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」

※4 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」

※5 令和4年法律第52号

※6 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」

注：国際的な動きに関する文章には元号と西暦を併記しています。（以下同様）

2 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「第4次にいみ男女共同参画プラン」（以下「第4次計画」という。）を策定しました。この度、第4次計画期間の満了に伴い「第5次にいみ男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、本市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、第4次計画を受け継ぐ計画です。

なお、本計画は「女性活躍推進法^{※1}」の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法^{※2}」の規定に基づく「市町村基本計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

【2】男女共同参画社会について

1 男女共同参画社会の定義について

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の定義を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、その考え方にに基づき5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（概要） 】

男女の人権の尊重	・ 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	・ 男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	・ 男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	・ 男女共同参画の社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切であることから、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

2 SDGs※¹の理念と本計画におけるジェンダー平等の位置付け

SDGsは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された、貧困の根絶、不平等の解消、環境との調和を統合的に進める「持続可能な開発目標」であり、17のゴールから構成されています。「誰一人取り残さない」を中核的な理念とし、とりわけ5番目の「ジェンダー平等※²を実現しよう」は本計画に深く関係します。

SDGs全体においても「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメント※³を達成すること」を目指しており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体に横断する重要な目標となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

※2 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

※3 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

【3】男女共同参画に関する国内の動き

1 第6次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和8（2026）年3月13日に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

「第6次男女共同参画基本計画」においては、我が国における経済、社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意等の着実な履行、実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて次の4つを掲げ、その実現を通して「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

【 第6次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
-

2 女性版骨太の方針2025の策定

令和7年6月、政府の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」の合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が決定されました。

この方針では、我が国の女性活躍、男女共同参画を持続的に推進していくため、地方における人口減少、女性の転出超過という課題を踏まえ「女性に選ばれる地方」を実現することが急務となっており、女性がやりがいを持って取り組める仕事の創出をはじめ、女性にとって魅力的な職場づくり、そのための人材確保、育成及びその体制づくり等に取り組むとしています。

【 女性活躍・男女共同参画の重点方針2025 】

- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
 - II 全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり
 - III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
 - IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
 - V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化
-

3 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{※1}の改正

我が国においては、政治分野への女性の参画は進んでいるものの、諸外国に比べると大きく遅れています。性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境の整備が求められている社会的背景を踏まえ、令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」が施行されました。

この改正では、政党その他の政治団体には、男女の候補者数の目標設定や候補者選定方法の改善、セクシュアルハラスメント対策などに自主的に取り組むことを促す規定が示されるとともに、国、地方公共団体には、それらの環境の整備等の施策を講ずる責務が明確に示されました。

【 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正の概要（要旨） 】

-
- 1 政党その他の政治団体の取組の促進
 - ・ 候補者の選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成
 - ・ 各種ハラスメント対策 等
 - 2 国・地方公共団体の施策の強化
 - ・ 議会における家庭生活との両立に向けた支援のための環境の整備
 - ・ 人材の育成 等
 - 3 関係機関の明示
 - 4 国・地方公共団体の責務等の強化
-

※1 平成30年法律第28号

4 育児・介護休業法^{※2}の改正

令和6年5月に「改正育児・介護休業法」が公布されました。

この改正では、男女が共に仕事と育児、介護を両立できるよう、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をはじめ、育児休業の取得状況について公表義務の対象を拡大することや次世代育成支援対策の推進、強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるとし、令和7年4月から段階的に施行されています。

【 「育児・介護休業法」改正の概要（要旨） 】

-
- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
 - 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進、強化
 - 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
-

※2 平成3年法律第76号

5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たって、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多い現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をその目的としています。

【 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念（要旨） 】

- 1 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
 - 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
-

6 性の多様性に関する法律

令和5年6月に「性の多様性に関する法律」が施行されました。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割を定め、基本計画の策定等を通して、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

【 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念 】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

7 岡山県の動き

岡山県では、令和8年3月に「第6次おかやまウィズプラン」を策定し「性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現を目指す」としています。

【「第6次おかやまウィズプラン」の施策体系】

目標と基本的な視点	
目標	「男女が共に輝くおかやまづくり」
基本的な視点	① 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立 ② 「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点 ③ 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援 ④ さまざまな主体との協働の推進
基本目標と重点目標	
基本目標Ⅰ 男女共同 参画社会の 基盤づくり	重点目標1 固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する気づきの促進 重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進 重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ 男女の人権が 尊重される 社会の構築	重点目標5 性別に基づくあらゆる暴力の根絶 重点目標6 情報化社会における女性の人権の尊重 重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援 重点目標8 生活上のさまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり 重点目標9 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
基本目標Ⅲ 男女が共に 活躍する 社会づくり	重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 重点目標13 女性のチャレンジ支援 重点目標14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 重点目標15 若者・女性にも魅力ある地域の創出・発信

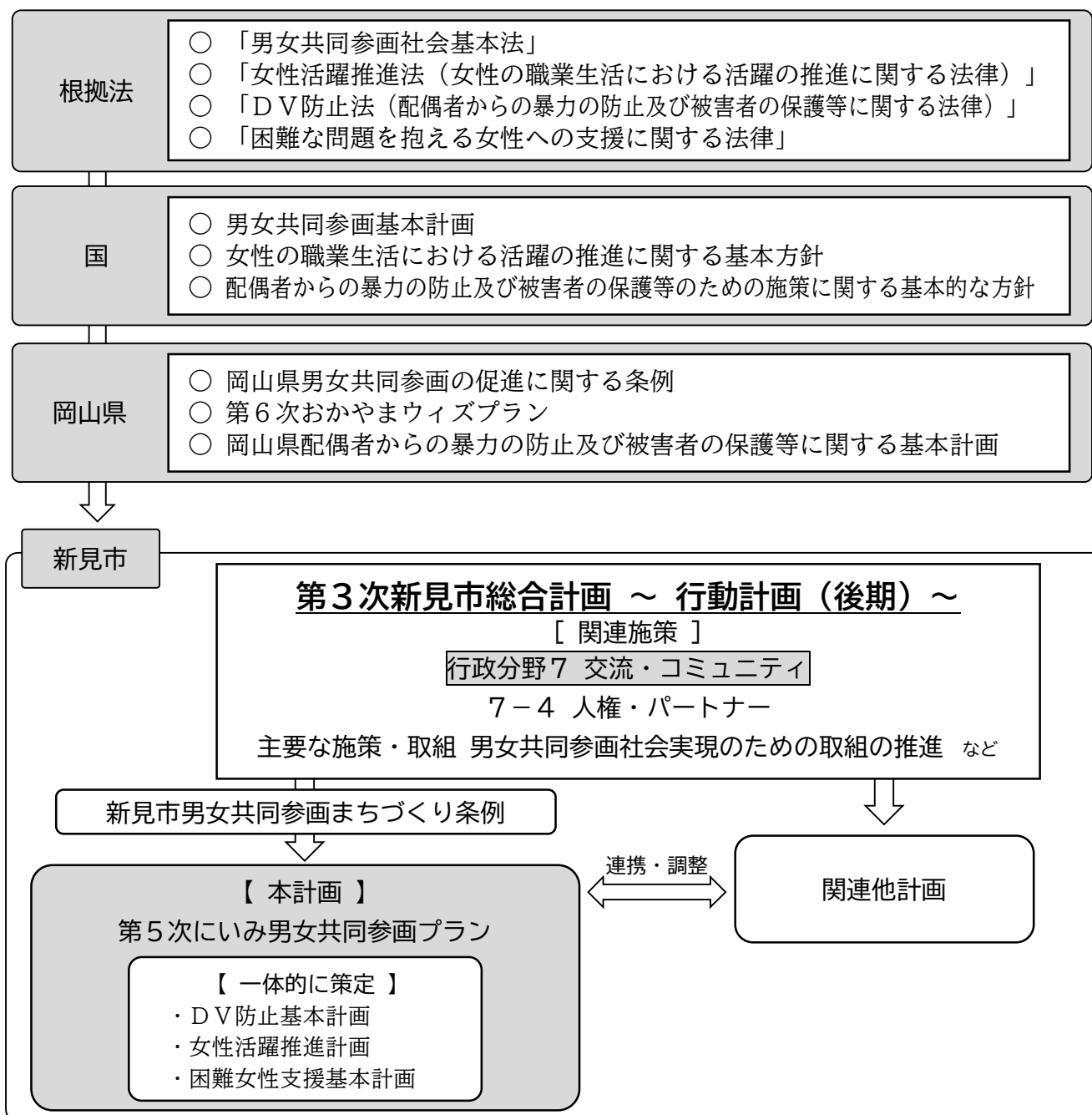
第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」をはじめ「女性活躍推進法」「DV防止法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく、市町村の基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画～行動計画（後期）～」をはじめ「新見市デジタル田園都市構想総合戦略」「新見市地域福祉計画」「新見市子ども・子育て支援事業計画」や「新見市特定事業主行動計画」「新見市地域防災計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【本計画の位置付け】



【2】計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間と定めます。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 新見市男女共同参画審議会における審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「新見市男女共同参画審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たって、本市在住の18歳以上の市民を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討する上での基礎資料としました。

	新見市 男女共同参画に関する市民意識調査
調査対象	18歳以上の市民
調査方法	郵送配布～郵送回収、インターネットによる回答
調査期間	令和7年9月
回答状況	配布数 1,000件 有効回答数 429件（インターネットによる回答92件を含む） 有効回答率 42.9%

3 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画案を市役所（支局等を含む。）の窓口及び市のホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。

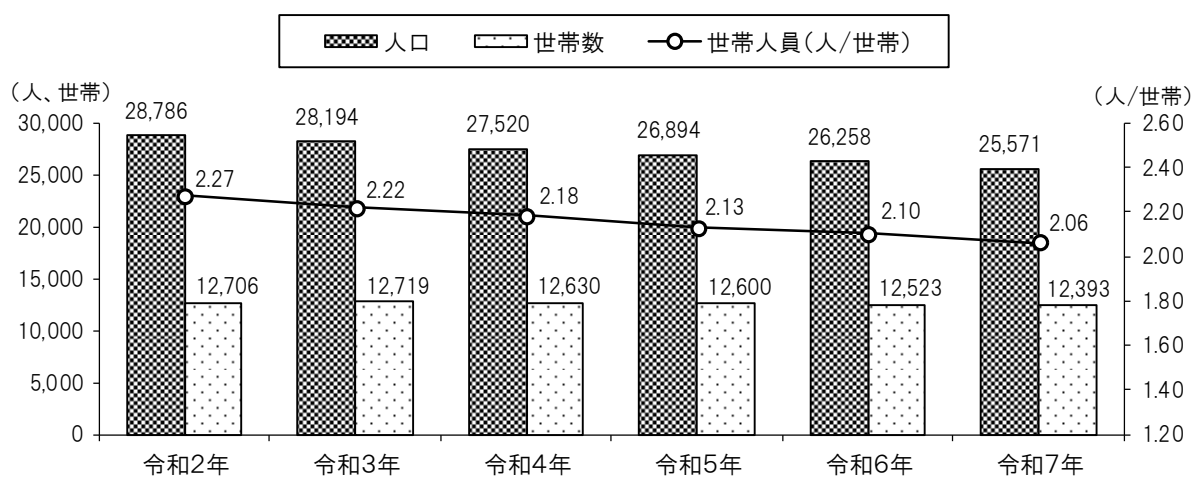
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く本市の現状

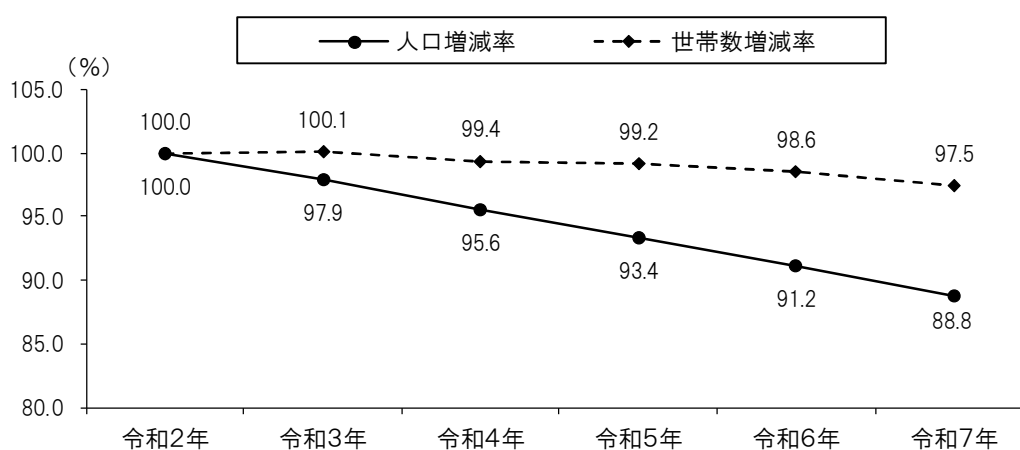
1 人口等の現状

本市の人口は減少傾向にあり、令和7年3月現在 25,571 人となっています。世帯数も緩やかな減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和2年の 2.27 人から令和7年で 2.06 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、令和2年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和6年では、合計721人の人口減少となっています。

【 人口動態 】

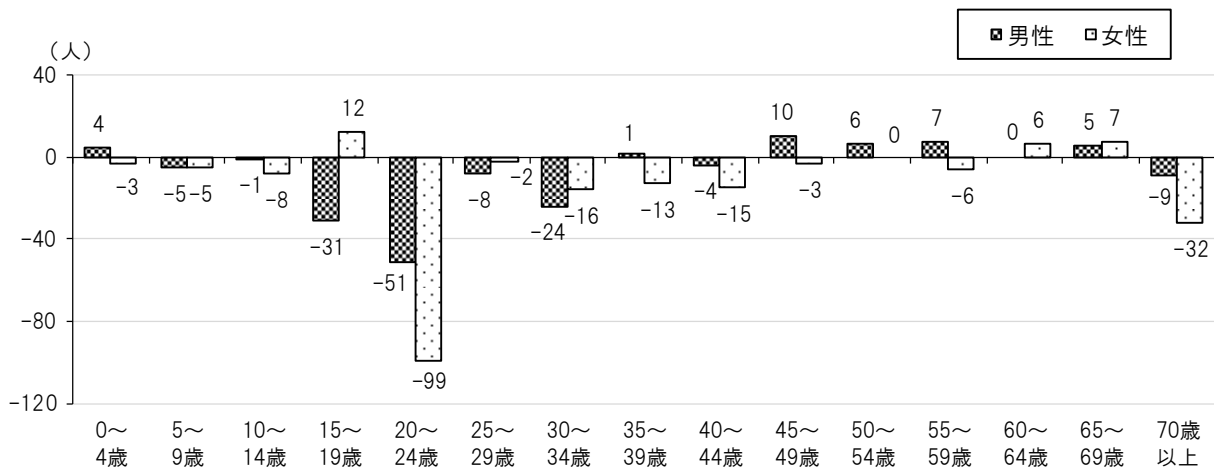
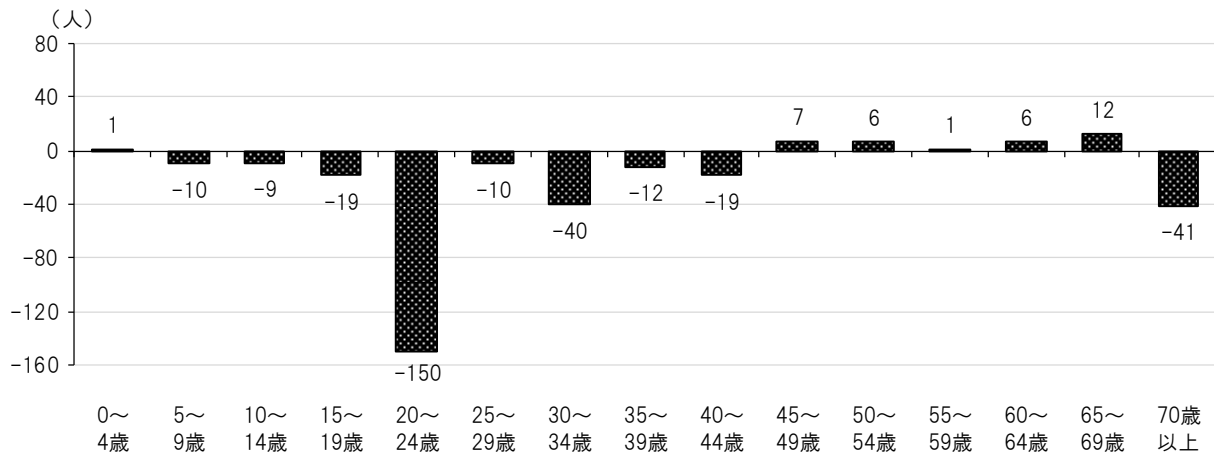
(単位：人)

	自然動態			社会動態			人口動態 (g)
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	
令和4年	107	584	-477	625	740	-115	-592
令和5年	86	545	-459	717	858	-141	-600
令和6年	91	565	-474	639	886	-247	-721

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)
資料：住民基本台帳に基づく人口動態（総務省）

令和6年の人口移動状況を見ると、20代前半の転出が目立っており、就職などを機に転出していることがうかがえます。

【 転入・転出超過数 】

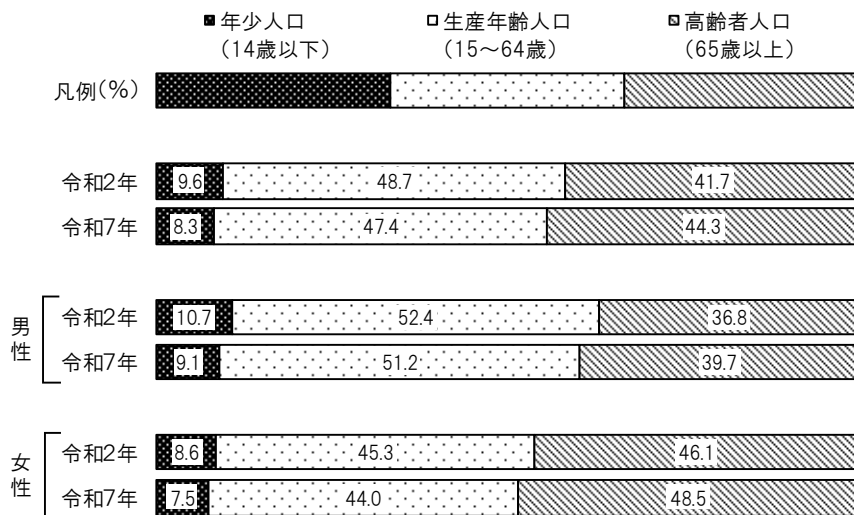


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

本市の年齢別人口をみると、令和7年では「年少人口（14歳以下）」の割合が8.3%、「生産年齢人口（15～64歳）」が47.4%、「高齢者人口（65歳以上）」が44.3%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和2年の41.7%から令和7年で44.3%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

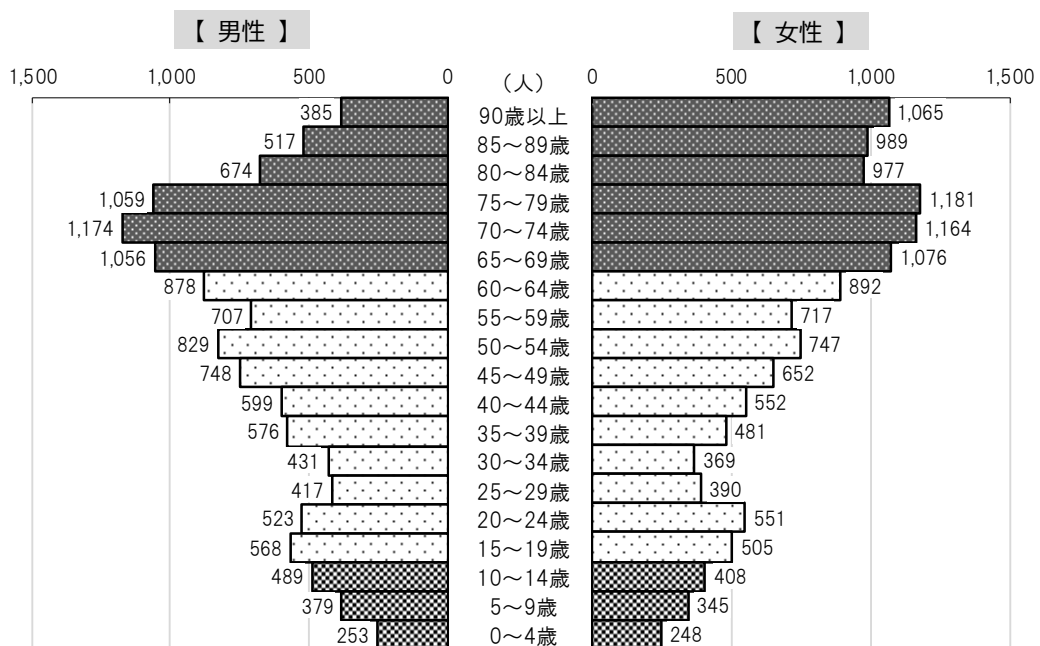
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口の多数を占めており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

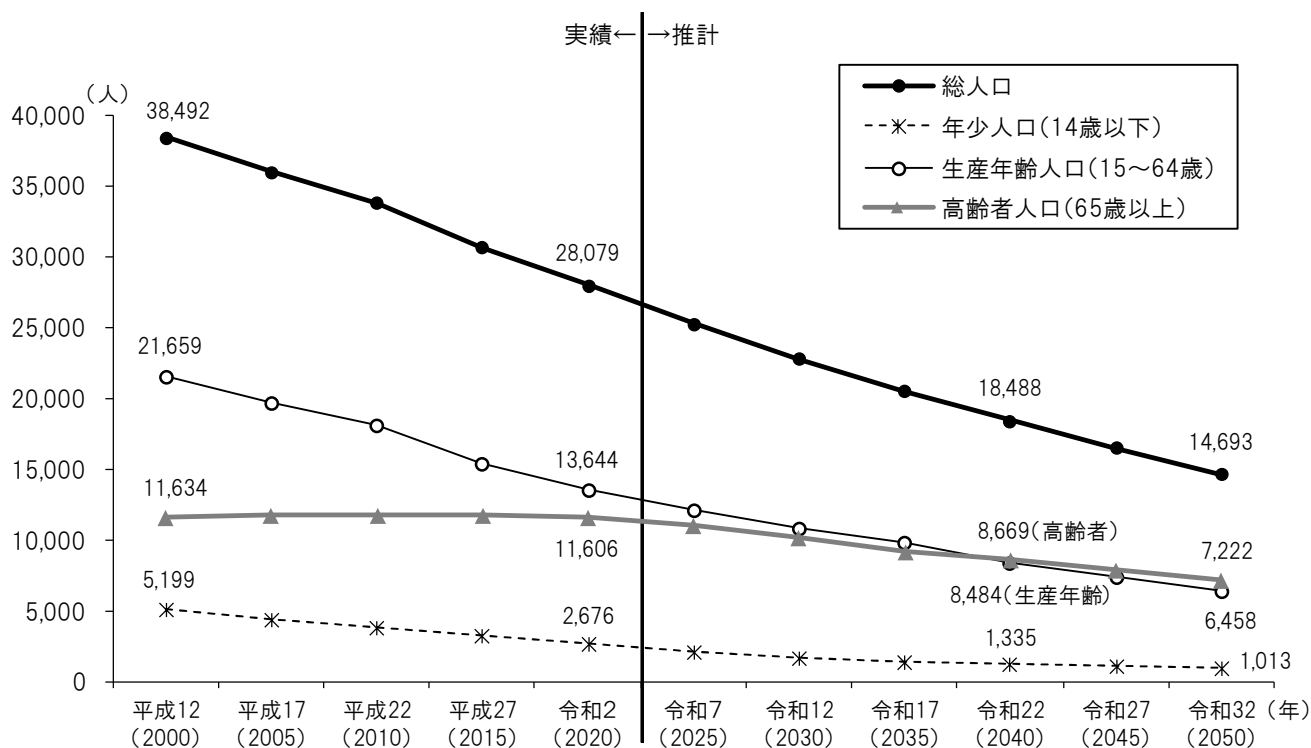


資料：住民基本台帳（令和7年3月末日現在）

本市の人口は、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、令和22年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

【 将来推計人口 】



注1：平成12年は合併前の人口を合算

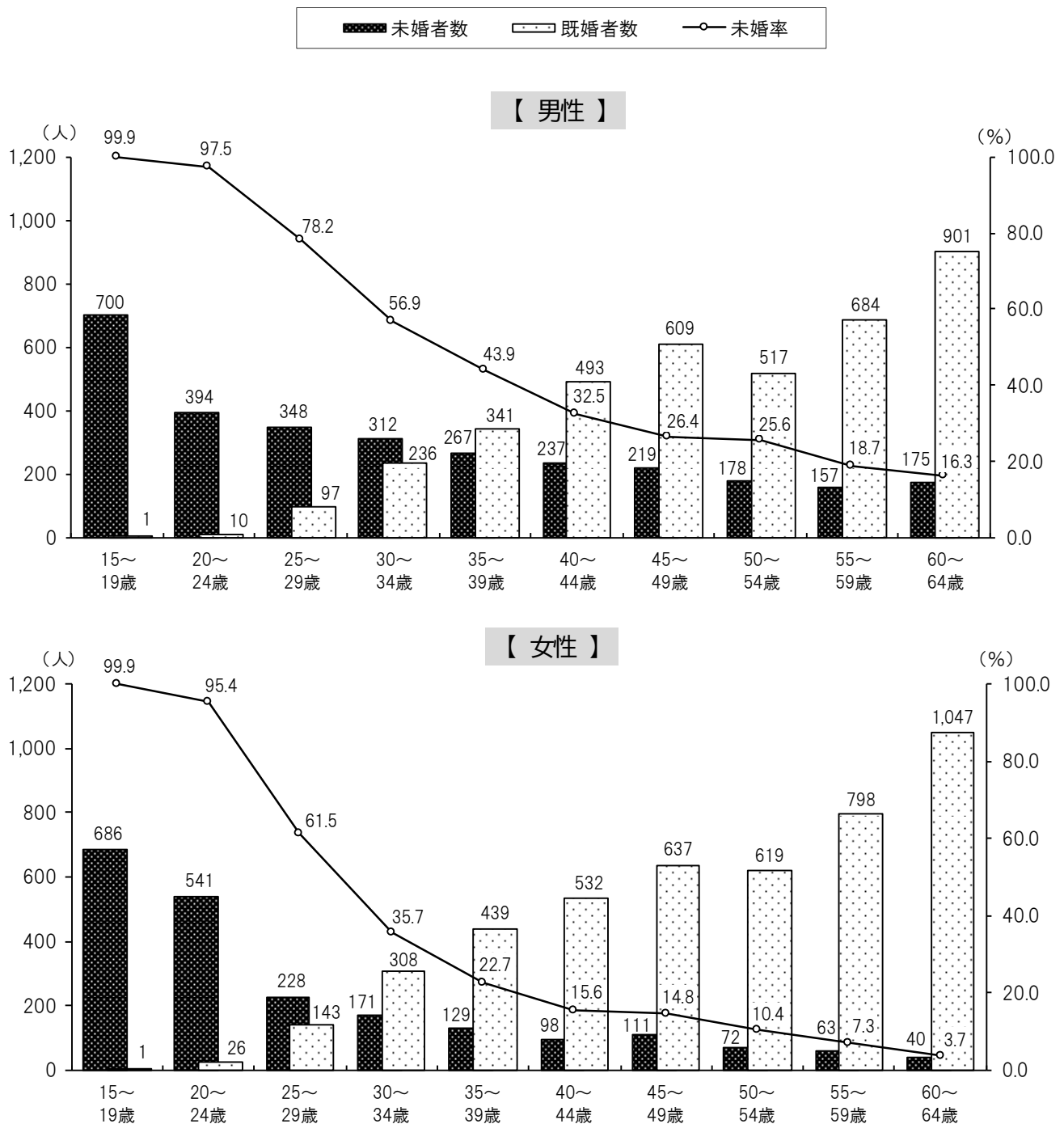
注2：総人口は年齢不詳を含む。

資料：平成12年～令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

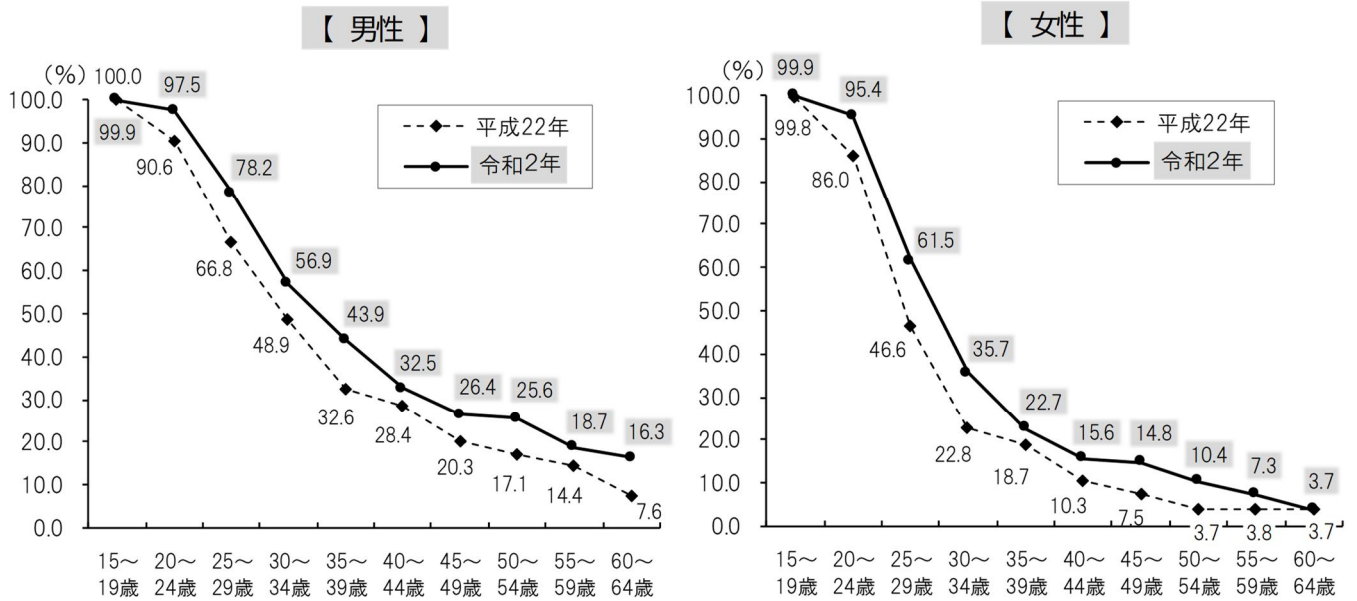
【 年齢別未既婚者数と未婚率 】



資料：国勢調査（令和2年）

令和2年における本市の未婚率は、平成22年に比べ、男女共に増加しています。

【未婚率（経年比較）】

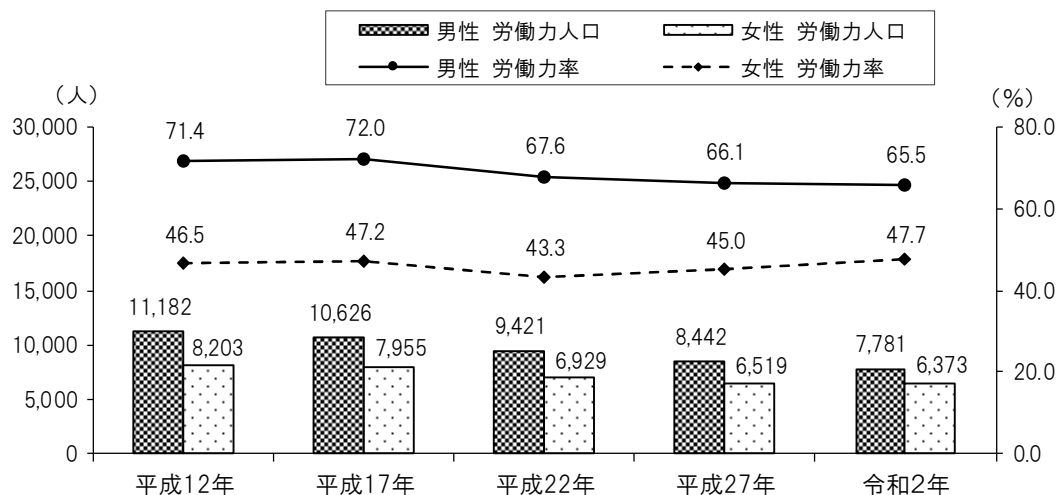


資料：国勢調査

3 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。労働力率は、男性は減少傾向にあります。女性は近年、緩やかな増加傾向にあります。

【労働力人口・労働力率の推移】

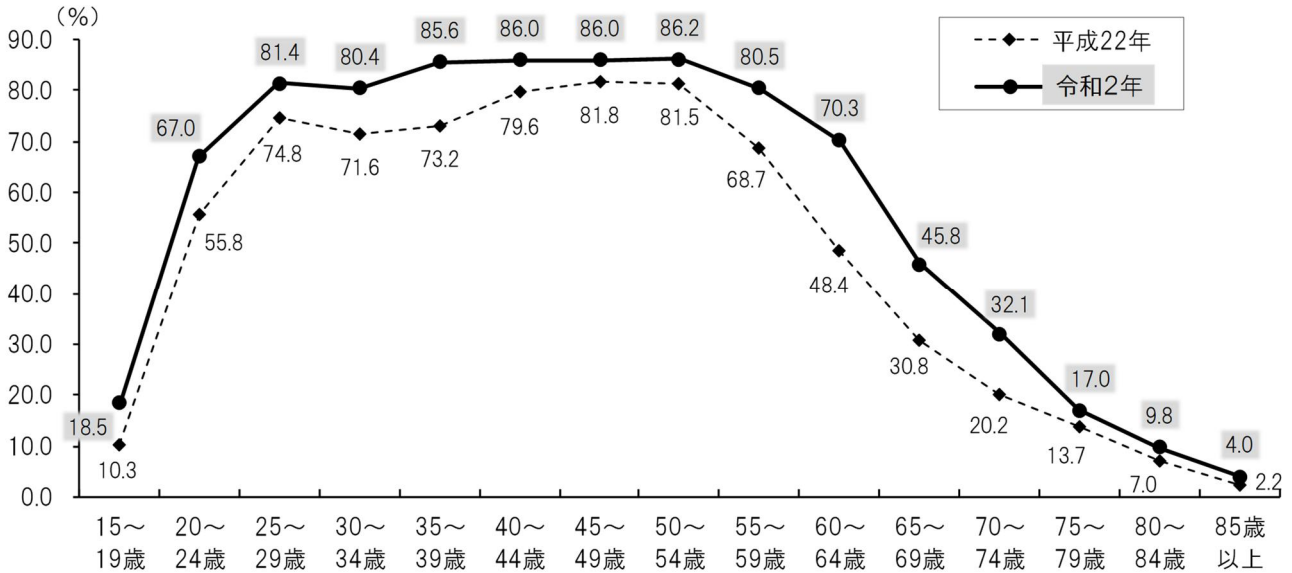


注：平成12年は合併前の労働力人口を合算
資料：国勢調査

4 就業率

令和2年における本市の女性の就業率をみると、平成22年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えていることがうかがえます。また、平成22年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、令和2年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

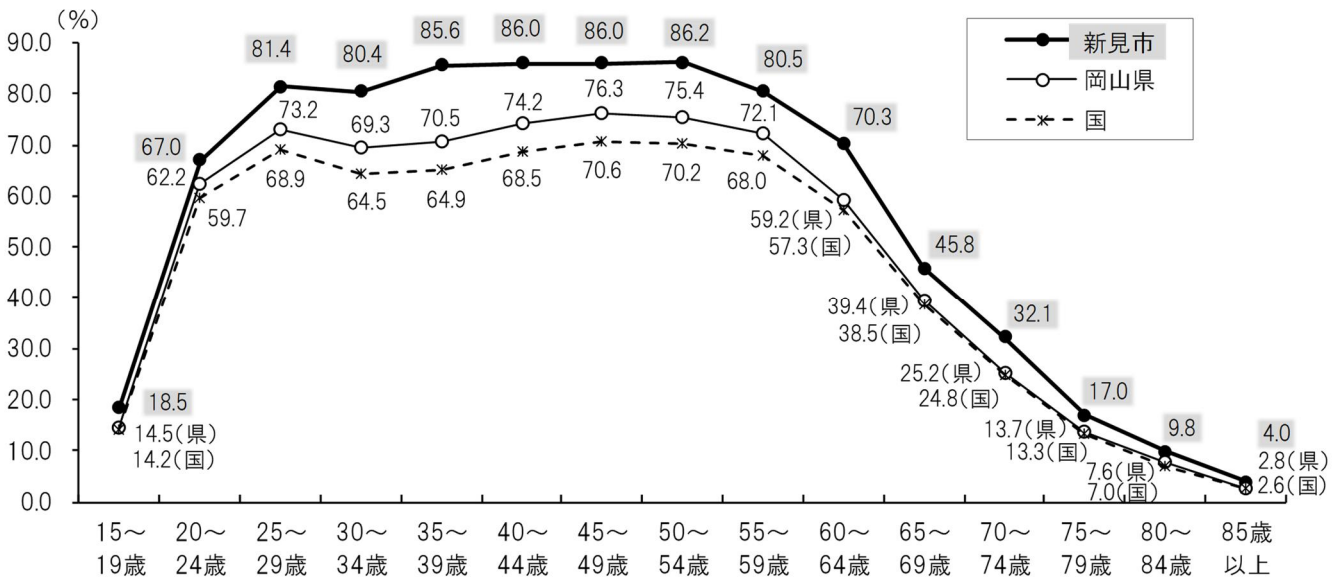
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、岡山県や国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】

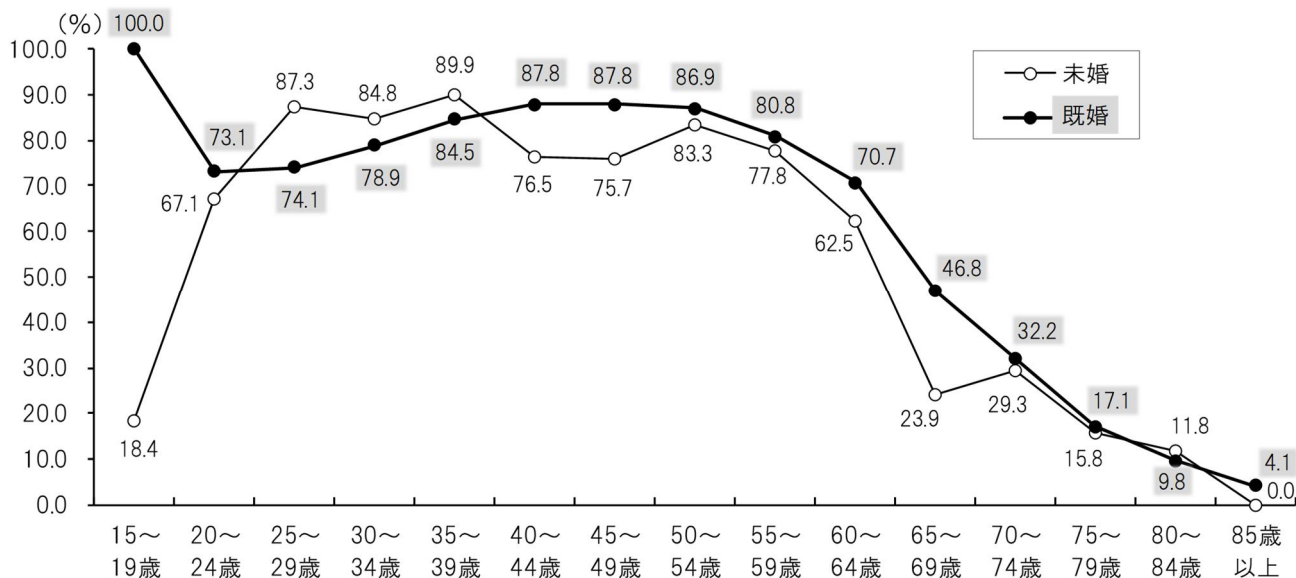


資料：国勢調査（令和2年）

※ 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未既婚別で見ると、20～30代では既婚者の就業率は未婚者を下回っていますが、40歳を超えると既婚者の就業率が未婚者を上回る状況にあります。

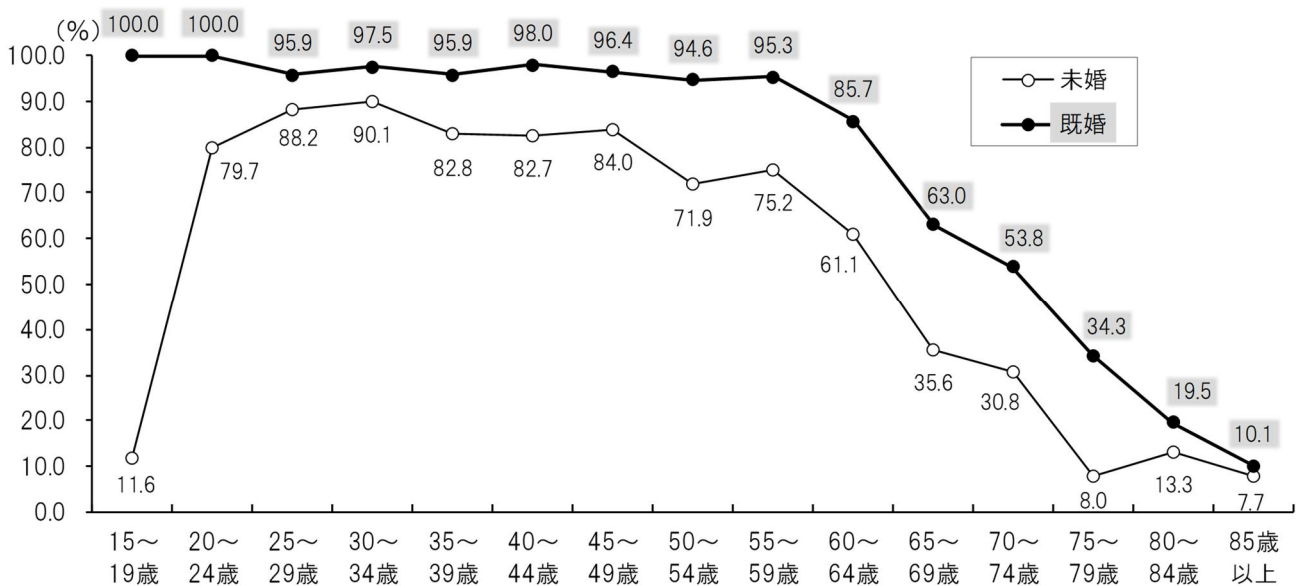
【女性の就業率（未既婚別）】



資料：国勢調査（令和2年）

男性の就業率を未既婚別で見ると、特に50代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

【男性の就業率（未既婚別）】



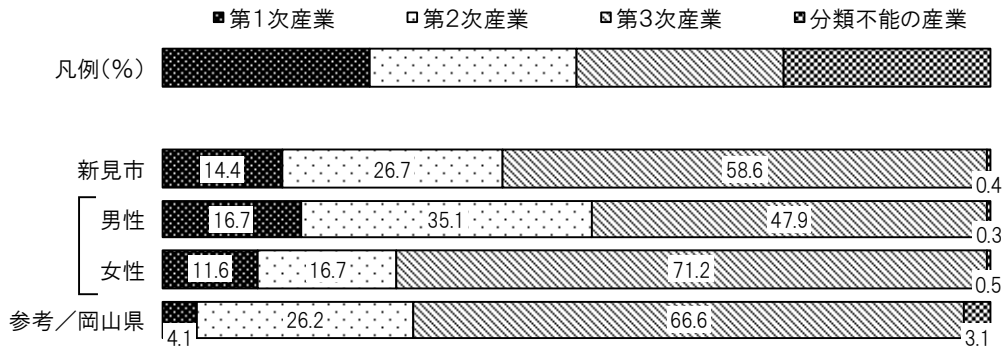
資料：国勢調査（令和2年）

5 産業別就業者数

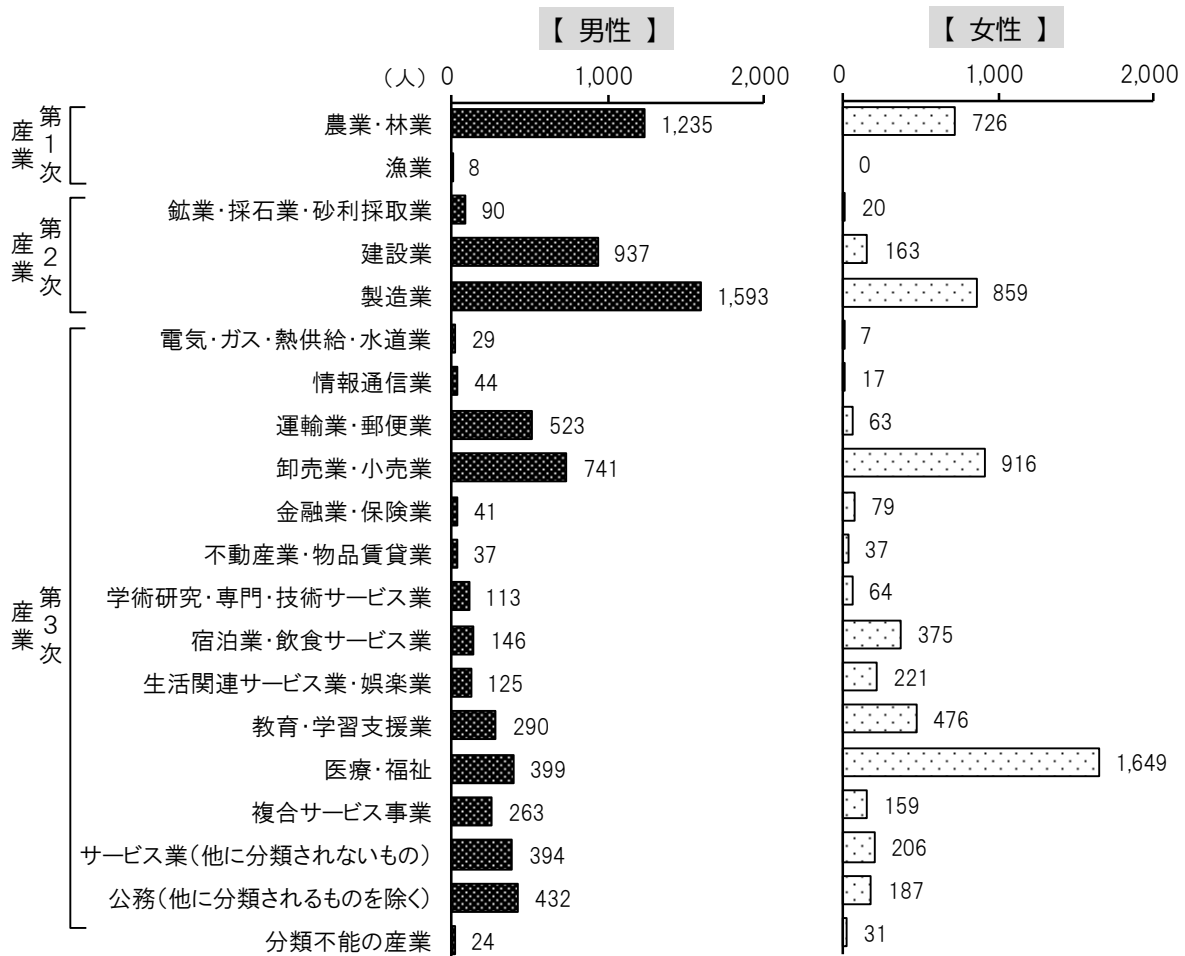
本市の産業別就業者数の構成比をみると、令和2年では第1次産業の割合が14.4%、第2次産業が26.7%、第3次産業が58.6%となっています。岡山県全体と比べ、第1次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」「建設業」などが女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者数の構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

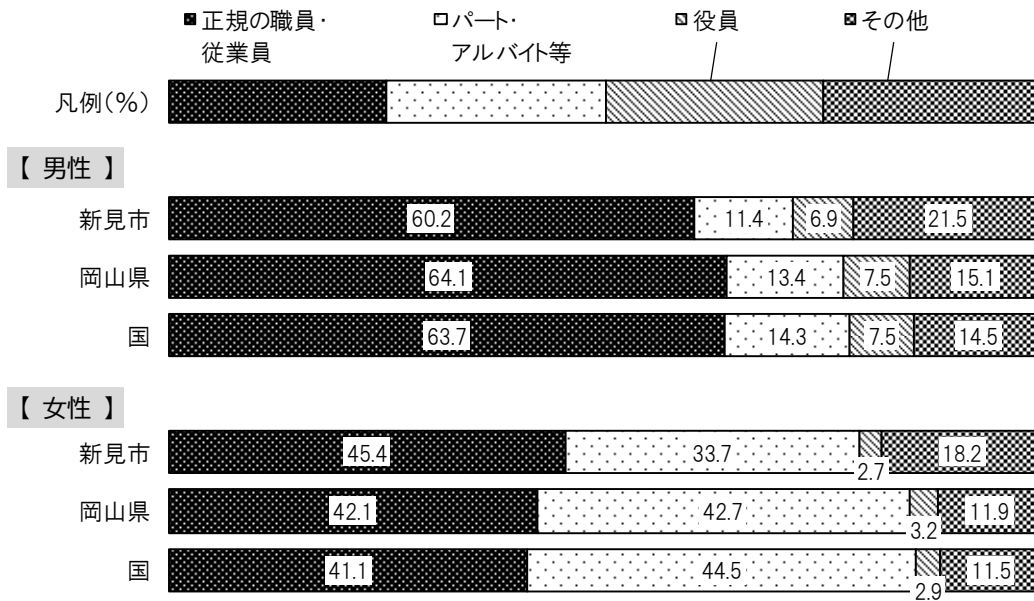


資料：国勢調査（令和2年）

6 雇用形態別雇用者数

本市の雇用形態別雇用者数の構成比をみると、令和2年では「正規の職員・従業員」の割合は、男性が60.2%、女性が45.4%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方「パート・アルバイト等（派遣社員を含む）」の割合は、男性が11.4%、女性が33.7%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

【 雇用形態別雇用者数の構成比 】



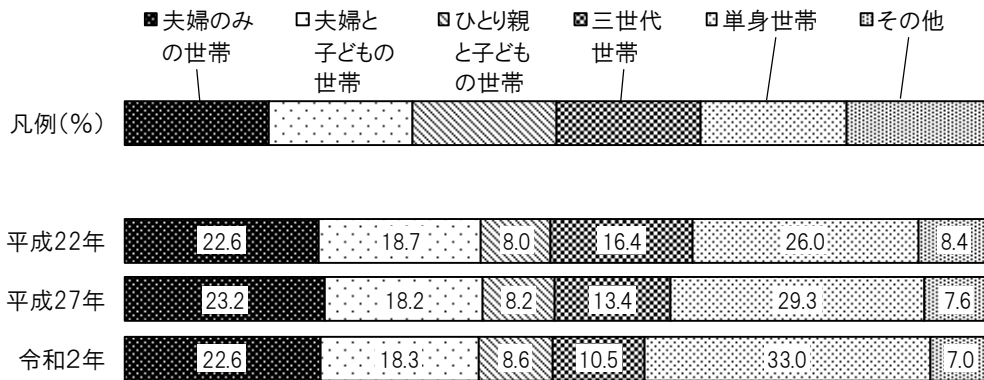
資料：国勢調査（令和2年）

7 世帯構成

世帯構成について、平成22年から令和2年までの推移でみると「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

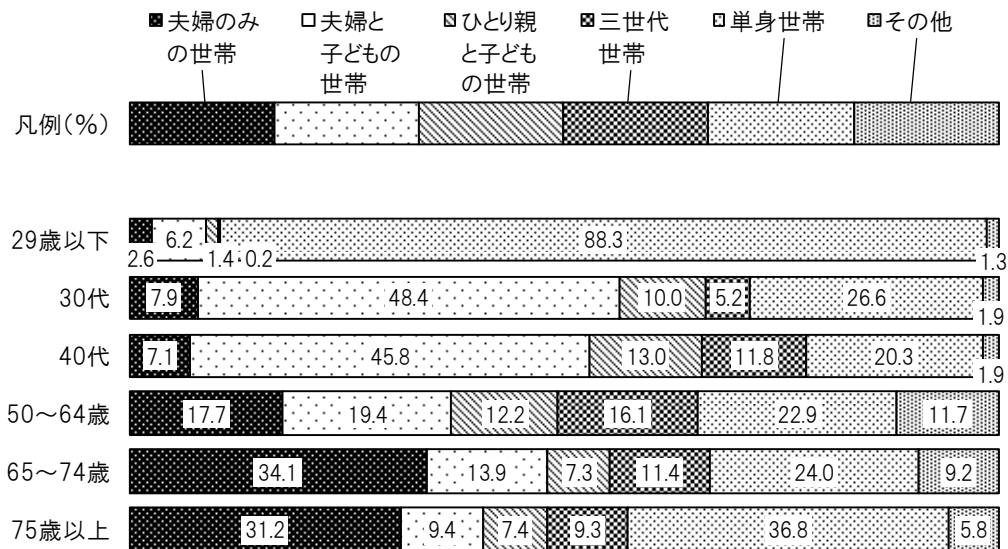
また、年齢別に世帯構成をみると、65歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29歳以下や75歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和2年）

8 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2年では118世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成22年	平成27年	令和2年
ひとり親家庭(合計)	152	128	118
母子世帯数	126(82.9%)	113(88.3%)	101(85.6%)
父子世帯数	26(17.1%)	15(11.7%)	17(14.4%)

資料：国勢調査

9 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯は増加しており、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成27年		令和2年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	11,613	100.0	11,287	100.0	-2.8
65歳以上の高齢者のいる世帯	7,341	63.2	7,104	62.9	-3.2
高齢者単身世帯	1,729	14.9	1,878	16.6	8.6
高齢者夫婦世帯	1,724	14.8	1,732	15.3	0.5
高齢者同居世帯	3,888	33.5	3,494	31.0	-10.1

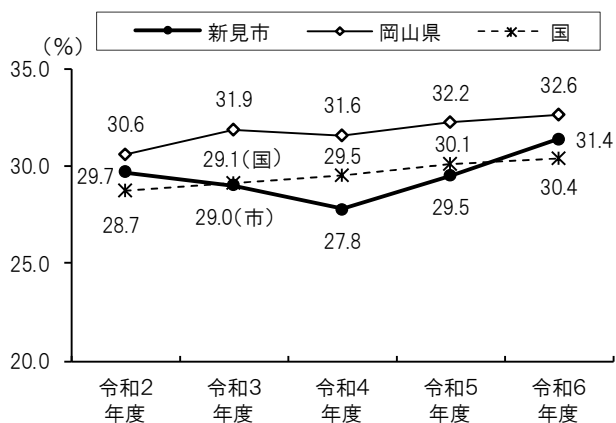
資料：国勢調査

10 女性の参画の状況

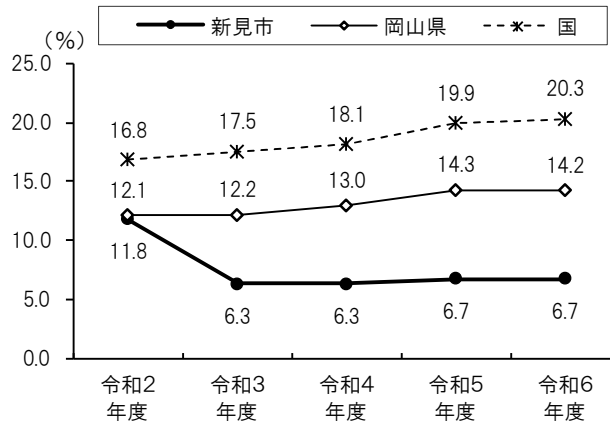
本市における審議会委員に占める女性割合をみると、令和6年度は国の平均は上回っていますが、岡山県の平均は下回っています。

市職員管理職や自治会長に占める女性割合は、岡山県や国の平均を上回って推移しており、市議会議員や防災会議委員に占める女性割合は、岡山県や国の平均を下回って推移しています。

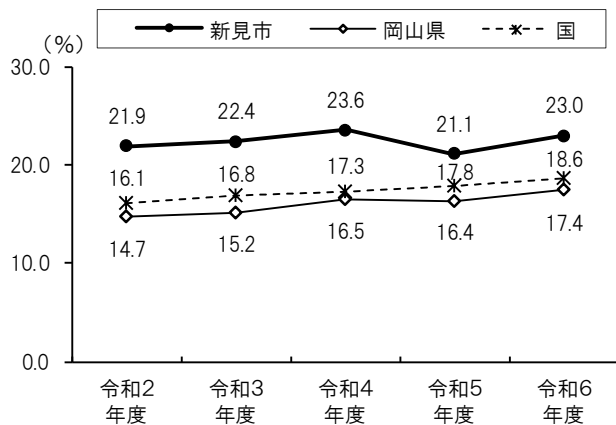
【 審議会委員に占める女性割合の推移 】



【 市議会議員に占める女性割合の推移 】



【 市職員管理職に占める女性割合の推移 】

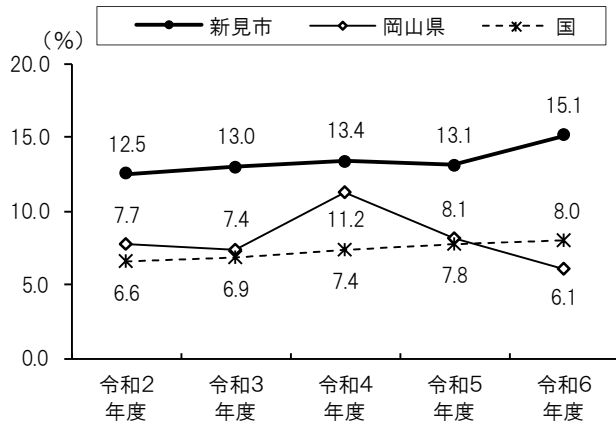


注：国の数値は「市区平均」の値（以下同様）

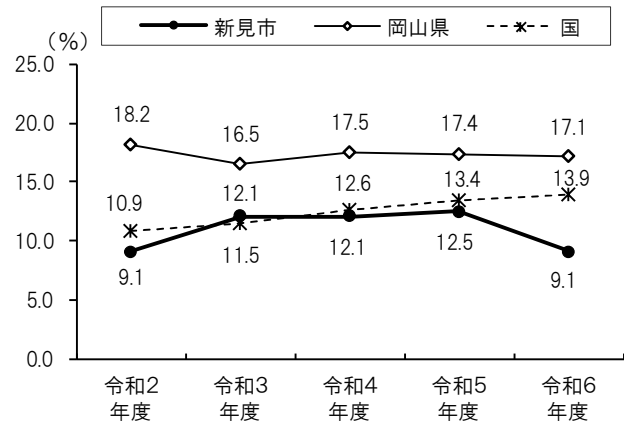
資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）

（「市議会議員に占める女性割合の推移」は各年度12月末日現在）

【 自治会長に占める女性割合の推移 】



【 防災会議委員に占める女性割合の推移 】



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）

【 岡山県内の審議会委員及び市職員管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合 】

	審議会委員			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
岡山市	1,191	535	44.9	398	75	18.8
倉敷市	1,517	425	28.0	440	50	11.4
津山市	655	187	28.5	121	20	16.5
玉野市	298	90	30.2	72	10	13.9
笠岡市	650	272	41.8	58	6	10.3
井原市	410	138	33.7	61	5	8.2
総社市	876	254	29.0	83	13	15.7
高梁市	489	113	23.1	86	18	20.9
新見市	303	95	31.4	74	17	23.0
備前市	388	147	37.9	81	20	24.7
瀬戸内市	281	83	29.5	64	13	20.3
赤磐市	301	96	31.9	47	10	21.3
真庭市	1,064	373	35.1	112	39	34.8
美作市	202	88	43.6	57	11	19.3
浅口市	339	106	31.3	37	4	10.8
岡山県市町村平均	-	-	32.6	-	-	17.4
全国市区平均	-	-	30.4	-	-	18.6

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和6年4月1日現在）

11 ジェンダー・ギャップ指数

令和7年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は148か国中118位と前年と同順位となっており、依然としてOECD加盟諸国の中では非常に低い順位となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

【ジェンダー・ギャップ指数】

(148か国中の順位)	総合スコア	経済	教育	健康	政治
アイスランド(1位)	0.926	0.798	0.990	0.960	0.954
フィンランド(2位)	0.879	0.815	1.000	0.971	0.728
ノルウェー(3位)	0.863	0.776	0.995	0.959	0.721
英国(4位)	0.838	0.744	1.000	0.965	0.643
ドイツ(9位)	0.803	0.680	0.988	0.966	0.579
↓					
フィリピン(20位)	0.781	0.790	0.988	0.967	0.377
↓					
カナダ(32位)	0.767	0.751	1.000	0.969	0.350
南アフリカ共和国(33位)	0.767	0.657	0.996	0.974	0.443
フランス(35位)	0.765	0.725	1.000	0.969	0.364
↓					
米国(42位)	0.756	0.762	1.000	0.973	0.291
シンガポール(47位)	0.748	0.789	1.000	0.972	0.232
↓					
ブラジル(72位)	0.720	0.662	1.000	0.977	0.240
ベトナム(74位)	0.713	0.759	0.972	0.949	0.173
↓					
イタリア(85位)	0.704	0.599	0.998	0.966	0.255
↓					
インドネシア(97位)	0.692	0.668	0.978	0.968	0.153
韓国(101位)	0.687	0.608	0.980	0.976	0.182
中国(103位)	0.686	0.726	0.935	0.947	0.135
↓					
日本(118位)	0.666	0.613	0.994	0.973	0.085
↓					
パキスタン(148位)	0.567	0.347	0.851	0.959	0.110

資料：Global Gender Gap Report 2025

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

【2】第4次計画期間における取組内容の点検と評価

本市では、第4次計画に基づいて実行している事業について、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、毎年度その進捗状況を点検し、評価しながら次年度の取組に反映させてきました。

ここでは、第4次計画期間における取組内容の点検と評価結果を総括し、今後の課題を示しています。

【第4次プランの施策体系】

基本目標	基本施策
【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権を尊重する意識づくり 2 男女共同参画を推進するまちづくり 3 学びの場における意識づくり
【2】あらゆる分野における女性活躍の推進 (新見市女性活躍推進計画)	4 方針決定過程における女性参画の促進 5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり 6 ワーク・ライフ・バランスの推進
【3】家庭や地域における男女共同参画の推進	7 家庭生活における男女共同参画の推進 8 地域活動における男女共同参画の推進 9 国際理解を通じた男女共同参画の推進
【4】生涯を通じた健康づくりへの支援	10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援 11 母子保健の充実
【5】暴力を許さないまちづくり (新見市DV防止基本計画)	12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 13 きめ細かな被害者支援体制の充実
【6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	14 地域共生社会の実現に向けた取組 15 防災・減災分野における男女共同参画の推進

基本施策 1 人権を尊重する意識づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- 市民団体「にいみフォーラム」との共催により、男女共同参画セミナーを開催
- 公民館で人権講座や人権啓発講演会を開催
- 性別にとらわれない表現や肖像権、著作権に配慮した各種広報の作成を職員に周知
- 市の広報紙やホームページにおいて、男女共同参画への配慮について担当課と秘書広報課でダブルチェック
- 男女共同参画プラザに図書やリーフレットを設置し、性的マイノリティ（性的少数者）に関する正しい知識を啓発
- 性同一性障害に不安を持つ児童・生徒については、小・中学校において、支援委員会やケース会議等により個別に対応
- 中学校の制服デザインを順次変更

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 男女共同参画セミナーの開催に当たって、企画内容や広報を工夫し、男性や若い世代など、幅広い世代の参加を促進する必要があります。
- 広報の内容については、人権に十分配慮し、男女共同参画の視点に立った表現やデザインに引き続き努めることが必要です。
- 児童・生徒が、道徳の時間等において、異性の尊重や性同一性障害などについて考える機会を引き続き設けることが必要です。性同一性障害に不安を持つ児童・生徒については、本人及び保護者と「合理的な配慮」について確認するほか、個別の事案に応じてサポートチームを設置し、校内の支援委員会やケース会議等により、本人の心情等に配慮して対応するための体制の維持が必要です。

基本施策 2 男女共同参画を推進するまちづくり

【 これまでの主な取組内容 】

- 男女共同参画情報紙「りぼん」を発行
- 男女共同参画ステップアップ講座や、公民館事業で男性向けの料理教室等を開催
- 市の広報紙やホームページ、中央図書館デジタルサイネージを活用した、男女共同参画プラザの周知活動の実施
- 男女共同参画プラザを「にいみフォーラム」の活動の場として提供したほか、市との協働活動を実施
- 「第3次新見市総合計画」に係るアンケートで男女共同参画に関する市民意識や実態を把握
- 小・中学校の学校便り等において男女共同参画を啓発
- 各校の実態と発達段階に応じ、児童・生徒や保護者に男女共同参画や人権について学ぶ機会を提供

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 市のホームページをはじめ、多様な広報媒体を活用し、男女共同参画プラザの周知に引き続き努める必要があります。

基本施策3 学びの場における意識づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- 男女平等の意識を持ち、一人一人の人権を大切にした教育・保育活動を実施
- 性別にかかわらず誰もが互いに人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合う人間形成をテーマにした学習を小・中学校において実施
- 小・中学校において、職員の男女平等の意識や人権意識の高揚を図る研修の実施
- 県教育委員会から発出された人権意識の向上に関する文書を回覧で周知
- 小・中学校において「G I G Aワークブックにいみ」の活用を中心として、情報モラル等を指導するとともに、児童・生徒、家庭、地域が連携し、メディアの使用について考える場を提供
- 新見公立大学で、老若男女問わず学べる公開講座を開催
- 性別にとらわれることなく職員の能力や業績により公平に評価できるよう、研修会や職員掲示板等を通して、職員への公平・公正な人事評価の実施を周知

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 公開講座等については、引き続き「男女共同参画」の要素を盛り込み、幅広い世代の市民が学ぶことができる講座の開催を働き掛ける必要があります。

基本施策 4 方針決定過程における女性参画の促進

【 これまでの主な取組内容 】

- 市役所内の職員掲示板等で審議会等の女性委員の比率を増やすよう要請
- 女性市職員の積極的な採用や管理職への登用を促進
- 中学校において、職員への女性の任用や管理職の女性登用率 30%を推進するとともに、性別にとらわれず適材適所で教務主任等に抜てきすることを校長会で指示
- 岡山県市町村職員研修センターなどへの女性職員の参加を促進
- 岡山県男女共同推進センター（ウィズセンター）に講師の紹介を依頼するなど、女性人材の情報収集と活用を推進
- 市役所窓口にポスター等の広報物を設置し、企業や地域活動団体等への啓発や理解の促進を図るとともに、講座等を周知して参加を促進
- おかやま女性農業委員会の会議等で情報を交換し、農業委員への女性登用を促進

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 審議会等委員の女性比率については、委員改選時に女性の比率を増やすよう、引き続き市役所内に要請する必要があります。
- 小・中学校の人事において、引き続き女性職員の採用を促進するとともに、性別にかかわらず管理職や教務主任等への登用を促進するなど、本人の適性に応じた人事を推進する必要があります。
- 団体推薦枠などにおける女性委員の獲得に加えて、多様な機会を活用し、女性の活躍についての気運の醸成を図ることが必要です。

基本施策 5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- 「男女雇用機会均等法」や岡山県男女共同参画推進センターの各種講座等に関するポスターや広報物を、市役所の窓口に設置して啓発を推進
- 市の広報紙やホームページ等で、岡山県女性創業サポートセンターの事業や市の創業に関する施策を周知
- 創業相談や女性創業セミナーの開催等を通して、多様な働き方に関する支援や情報提供を推進
- 家族経営協定の締結や岡山県農業士の女性の認定を推進

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 農林・畜産業等における男女共同参画を促進するため、引き続き家族経営協定締結数の増加を目指すとともに、岡山県農業士に女性を積極的に推薦するなどの取組を推進する必要があります。
- 女性の理工系分野への進出を支援するため、出前授業等の実施が必要です。

基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 市役所の窓口に啓発ポスター等の広報物を設置し来庁する市民への啓発を推進
- ひとり親家庭の自立や就労を支援するため、相談や各種制度の紹介をしたほか、市内の子育て広場に求人情報を設置し、情報を提供
- 介護者の負担軽減を図るため、地域包括支援センターやケアマネジャーが相談支援を行ったほか、在宅サービスや施設サービス等の情報を提供
- 冊子「介護保険サービスのご案内」や市のホームページを随時更新し、最新で正確な情報を市民に発信
- 「長寿社会いきいきガイド」の周知を図るため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会へ配布するとともに、市のホームページに掲載
- 所属長への要請やハンドブックによる周知により、市の職員が育児・介護休業制度等を取得しやすい職場環境づくりを推進
- 小・中学校職員の育児・介護休業制度等を校長会で周知するとともに、安心して制度を利用できる環境の整備を推進
- 県の「おかやま子育て応援宣言企業」や国の「くるみん認定企業」等を、市内の事業者へ周知するとともに、市役所の窓口にポスター等を設置して啓発
- 一時保育や病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど多様な保育サービスを提供するとともに、放課後児童クラブの安定した運営を支援
- 保健師による家庭訪問、乳幼児健診、育児教室など、多様な母子保健事業を実施
- 「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業計画」に基づく介護保険事業の展開と、円滑な事業の運営を推進
- 在宅で高齢者を介護している介護者に、介護手当の支給や介護用品の給付を実施

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 市職員や小・中学校職員が休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、特に男性職員の育児休業の取得を引き続き促進する必要があります。
- 子育て家庭における子育ての負担感の軽減を図るため、一時保育や病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターの運営や放課後児童クラブの支援を引き続き実施する必要があります。
- 乳幼児健診や育児教室、育児相談等で子育てに関する正しい情報を伝えるとともに、子どもや保護者に応じた育児相談を行う必要があります。
- 増加するひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者のいる世帯に対し、更なる支援や地域の見守り体制の充実などが必要です。
- 引き続き在宅介護の経済的な軽減を図るとともに、在宅生活の継続や介護者の仕事、地域活動などの社会参加と介護の両立を支援することが必要です。

基本施策 7 家庭生活における男女共同参画の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 子育て家庭が情報交換や交流ができる子育て広場の開設をはじめ、幼児クラブ同士の交流事業、幼児クラブへの支援を実施
- 福祉フォーラムや福祉にこにこ市の開催、障害者週間啓発街頭キャンペーン等を実施
- 働く世代にも参加してもらえるよう、市内の民間企業に呼びかけを行い、認知症サポーター養成講座などを開催したほか、男性介護者が抱える悩みにも触れ、男性介護者への理解や認知を促進
- 地区民生委員児童委員協議会において、介護や子育てに関する情報交換を実施
- 公民館事業において、男性料理教室や講座を開催

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 病気や障がいに対する正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現を目指し、福祉フォーラムや福祉にこにこ市などの啓発活動を引き続き実施する必要があります。
- 関係機関や地域活動団体、企業等と連携し、介護や地域ボランティア等の社会活動に、男性がより積極的に参画できる環境づくりを引き続き促進する必要があります。
- 家庭生活における役割分担や社会生活、職業生活との関わり方を学ぶとともに、主に女性が担っている介護の負担軽減を図る必要があります。

基本施策 8 地域活動における男女共同参画の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 男女が共に地域活動に参加できるよう、市民運動推進協議会において「にいみクリーンアップEco運動」を実施
- 「にいみフォーラム」との共催でセミナーと出前講座を開催
- 男女共同参画推進団体である「にいみフォーラム」を支援
- 関係団体に対して、地域の困りごとを把握するため市民向けのアンケートやワークショップを開催し、幅広く意見を取り入れるよう助言
- チラシやポスター等で広報を行うなど「ひな祭り」「新見もったいない市」等、女性グループを中心とした地域活動を支援

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- スポーツ活動における役割分担や社会生活、職業生活との関わり方を学ぶ場の充実が必要です。
- 地域活動を行う各種団体に対する活動への支援をはじめ、男女共同参画に関する多様な情報の提供や助言等を推進し、引き続き地域における男女共同参画社会の形成を促進する必要があります。
- 女性グループを中心とした地域活動に対して、男女共同参画に向けた活動の実施を促進するとともに、引き続き多様な媒体を活用して意識啓発活動を推進する必要があります。

基本施策9 国際理解を通じた男女共同参画の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 市民向けの英語や中国語の講座等を開催
- 「国際交流ふれあいデー」の開催や姉妹都市との交流等を実施
- 小・中学校において、教員とALT*による共同授業を実施するとともに、国際交流支援員を活用して、ALTが安心して職務に専念できる環境づくりを推進
- ALTが各就学前施設を訪問するとともに、小・中学校において自身の出身国の伝統文化等を紹介

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 地域で外国人と触れ合う機会を提供し、地域住民の国際意識を高めることが必要です。
- 姉妹都市、友好都市との交流に当たって、女性問題や男女共同参画に関する情報交換や多文化共生について、相互の認識を深める必要があります。
- ALTに学校行事や地域行事等に積極的に参加してもらい、地域における国際交流を引き続き促進することが必要です。

※ 小・中学校や高校の児童・生徒を対象に、英語の発音や国際理解の向上を目的とした教育を行うため、学校に配置され、授業の補助を行う外国語を母国語とする「外国語指導助手」のこと。(Assistant Language Teacher)

基本施策10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 保健師と栄養士が企業を訪問し、高血圧、高血糖と腎症、透析の関係についてやがん検診の受診勧奨を啓発するとともに、労働基準協会や包括連携協定を締結している企業等と連携して広報物を配布
- 運動習慣や正しい生活習慣について、おでかけ健康教室等で啓発
- 乳がん、子宮頸がんなど各種検診の実施
- 高血圧、高血糖、腎機能のハイリスク対象者に、受診の勧奨と保健指導を実施
- 働く世代向けに、夕方、休日がん検診を実施
- 「料理番組」や「新見で～れ～ええ体操」をケーブルテレビで放送
- 「サロン」や「生き生き健康アップ教室」「運動ふれあい地域づくり支援事業」等で実践指導を実施
- 小・中学校で飲酒及び薬物乱用防止教育と、警察、保健所と連携した出前授業を実施
- 高校生、中学3年生に「妊よう性講座」を開催し、ライフプランの大切さを学ぶ機会を提供

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 高血圧や高血糖を予防するとともに、重症化しないよう、引き続き啓発や健診の受診勧奨、保健指導を行う必要があります。
- がんの早期発見、早期治療のため、乳がん、子宮頸がん検診を実施するとともに、乳幼児健診で保護者に啓発するなど、引き続き受診を勧奨する必要があります。また、乳がんの自己検診法の普及に努める必要があります。
- ロコモティブシンドローム^{※1}やフレイル^{※2}の予防に向けて、引き続き「新見で～れ～ええ体操」などの普及に努め、運動習慣の定着を図る必要があります。
- 小・中学校において、禁酒、禁煙、薬物乱用等をテーマとした保健学習、喫煙による健康への影響に関する講座等を引き続き開催し、正しい知識の普及に努める必要があります。
- 高校生を対象に妊よう性^{※3}講座を開催し、引き続き妊娠や出産の正しい知識と普及に努める必要があります。

※1 骨、関節、筋肉など身体を動かす運動器の機能が衰えて「立つ」「歩く」などの動作が困難になり、要介護や寝たきりになるリスクが高くなる状態のこと。

※2 加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなる「虚弱」の状態になること。

※3 妊娠するための力、妊娠のしやすさのこと。「妊よう性講座」は、妊娠、出産のための正しい知識を身に付け、妊娠や出産の適切な時期やライフプランを設計することの大切さについて、理解を促進するための講座のこと。

基本施策11 母子保健の充実

【これまでの主な取組内容】

- 親子健康手帳の交付時に、各種健診の説明や受診の勧奨、各種母子保健サービスや相談窓口に関する情報提供を実施するとともに、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理について啓発
- ハイリスク妊婦や支援が必要な妊婦に対する伴走型相談支援事業を実施
- 特に支援が必要な親子を対象としたケース会議を開催
- 不妊、不育についての相談を実施するとともに、市の広報紙やホームページ等で治療費の助成を周知

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 親子健康手帳交付時や訪問などの機会に、健診の受診を勧奨するなど、引き続き親子の健康づくりを支援する必要があります。
- 仕事を持つ妊産婦の母性保護や健康管理について、事業主が「母性健康管理指導事項連絡カード」の記載内容に応じた適切な措置を講じるよう、引き続き啓発に努めることが必要です。
- 引き続き「妊娠・出産・応援パッケージ事業[※]」を実施するなど、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する必要があります。
- 関係機関と連携した、個々に応じた支援内容の明確化や伴走型相談支援事業の継続的な実施など、引き続き妊娠期からの切れ目ない支援を推進する必要があります。
- 育児への不安や負担感が大きいなど、支援が必要な親子に対して、地区担当保健師が中心となり、関係機関と連携を図りながら、引き続き支援することが必要です。
- 不妊、不育に関する相談への対応や情報提供に努め、引き続き治療費の助成についての周知が必要です。

※ 妊婦に対して、妊娠後期以降の健診にかかる交通費の支給、出産時における宿泊費の助成及びママサポ119事業

基本施策 12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- 市の広報紙や中央図書館のデジタルサイネージ等を活用し男女共同参画プラザを周知
- 「岡山県男女共同参画推進月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせた啓発活動を実施
- 市内事業者に「DV防止法」の情報提供を行うとともに、市役所の窓口にポスターや広報物を設置してハラスメントの防止等を啓発
- 職員掲示板や直属上司との面談、研修等を通して、市職員の法令順守やハラスメント防止に対する意識啓発活動を実施
- 小・中学校の実態に応じて、成人向け書籍コーナーや風俗等施設入場禁止を指導
- 保護者がスマートフォンやインターネットによる被害について学ぶ機会を提供するとともに、フィルタリング（有害サイト利用制限）の利用を奨励
- 街頭啓発活動や青少年育成センターの事業を通して、青少年の健全育成を推進
- DV等の被害者情報の保護や管理、支援対象者の情報の管理を徹底

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 児童・生徒の保護者に対しフィルタリングの利用を継続的に奨励するとともに、児童・生徒、保護者を対象としたネット犯罪に関する研修会を開催し、SNS等のネットトラブルについて主体的に考える機会を設ける必要があります。
- 未成年者の成人向け書籍コーナーや風俗施設等への入場禁止の指導等、引き続き健全育成の取組を推進するとともに、相談窓口の周知と相談体制の充実を図る必要があります。

基本施策 13 きめ細かな被害者支援体制の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- DV被害等に関する緊急性の高い相談は、警察署や女性相談所に取り次ぎ、その他の相談も必要に応じて関係機関と情報を共有し対応
- 要保護児童対策地域協議会やケース会議を開催し、特定妊婦や要保護児童の早期発見、迅速な対応と連携体制による支援を実施
- 「児童虐待防止推進月間」に啓発活動を実施
- 新見市権利擁護委員会で権利擁護の推進や成年後見人制度の利用の促進を図り、高齢者や障がいのある人に対する虐待事例の協議や支援方針を検討し、権利擁護協議会で地域連携ネットワークづくりのための連携を強化
- 子ども家庭総合支援拠点相談員と男女共同参画プラザ相談員が連携し、継続的に支援するとともに、子ども家庭総合支援拠点の定例会議等に男女共同参画プラザ相談員が参加

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- こども家庭センターの役割である「母子保健」と「児童福祉」の一体的支援実施のため、多様な関係機関とのネットワークづくりに努め、児童虐待への「予防的支援」を目標とした取組の推進が必要です。
- 要保護児童対策地域協議会と協力し、引き続き児童虐待防止の啓発活動を推進するとともに、児童相談所や警察署、保健所、関係機関等と連携し、対応する必要があります。
- 高齢者や障がいのある人への虐待を未然に防ぐために、啓発活動や研修会等を開催し、権利擁護の推進を図る必要があります。
- 権利擁護協議会や研修会を通して、地域連携ネットワークの構築を推進する必要があります。

基本施策 14 地域共生社会の実現に向けた取組

【 これまでの主な取組内容 】

- 小地域ケア会議を開催するとともに、未開催の地区での開催に向け、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と協議
- 老人クラブ連合会や単位老人クラブ、シルバー人材センターを支援
- 障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障害者自立支援協議会と連携し、障がい福祉関係機関のネットワークの構築や相談支援体制を充実
- 障害者週間にユニバーサル社会の推進に関する啓発広報物を配布
- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の相談に対応し、各機関との連携を図りながら支援を実施
- 関係機関への広報物の設置や面接時の制度の説明、利用の勧奨などで、養育費履行確保支援事業を周知
- 全ての小・中学校で、地域全体で子どもを育てる気運を醸成するための活動を推進
- 地域人材による学習支援や放課後子ども教室、土曜子ども教室を実施
- 放課後児童クラブの運営を支援
- 市総務課にテレビ通訳ができるタブレットを設置し、在住外国人の相談に対応
- 定期的な遊具等の点検や必要な修繕等の実施
- 誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりの推進
- 市議会に「親子傍聴室」を整備
- 外国人の窓口対応として、多言語対応タブレット端末を使用することで円滑に意思疎通を図り、安心して手続きができるよう支援を実施

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 小地域ケア会議未開催地区については、引き続き地区の福祉活動を推進している民生委員・児童委員等との協議を継続し、地域における支え合いの仕組みづくりに向けた体制を整備する必要があります。
- 豊富な知識と経験を持つ高齢者が地域で活躍できる場をつくる必要があります。
- 障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障害者自立支援協議会と連携し、自立支援サービスや相談支援体制を充実させ、障がい福祉関係機関のネットワークの構築を推進する必要があります。
- 障がいに対する理解を深めるための啓発活動をはじめ、地域での生活支援や権利擁護・差別解消の推進、雇用や就労の促進など、あらゆる分野において、障がいのある人の生活を引き続き支援する必要があります。
- ユニバーサルデザインの視点に立った施設等の整備や移動支援の充実、防災、防犯対策の充実を図る必要があります。
- 引き続き、養育費履行確保支援事業等を実施し、ひとり親家庭の養育費の取り決め・受け取りを支援するとともに、制度についての周知に努める必要があります。
- 放課後児童クラブの支援員不足や保護者の事務負担等について支援する必要があります。
- 生活困窮家庭等における児童・生徒への支援について、検討する必要があります。
- 長寿命化計画に基づき、遊具や施設の修繕・更新等が必要です。

基本施策 15 防災・減災分野における男女共同参画の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 市の広報紙やホームページ等による広報や自主防災組織に対する広報で、防災士の資格取得を促進
- 女性の消防団への入団を促進するため、新見公立大学において入団促進説明会を開催するとともに、研修会や情報交換会への参加を通して、女性消防団員と他の消防団員との交流を促進

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 女性の防災士資格の取得や自主防災組織における防災活動に、女性の参画を引き続き促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた防災、減災活動を促進することが必要です。
- 女性消防団員の充実を図るため、新見公立大学での学生機能別団員※の入団促進説明会を開催し、市報やイベントなどの広報を通じて、女性の消防団への入団を引き続き促進する必要があります。

※ 通常の消防団員のように火災現場へ出動するのではなく、避難所における救護活動や消防団の広報活動など、特定の活動に限定して参加する団員のこと。

【3】第4次計画における数値目標の達成状況

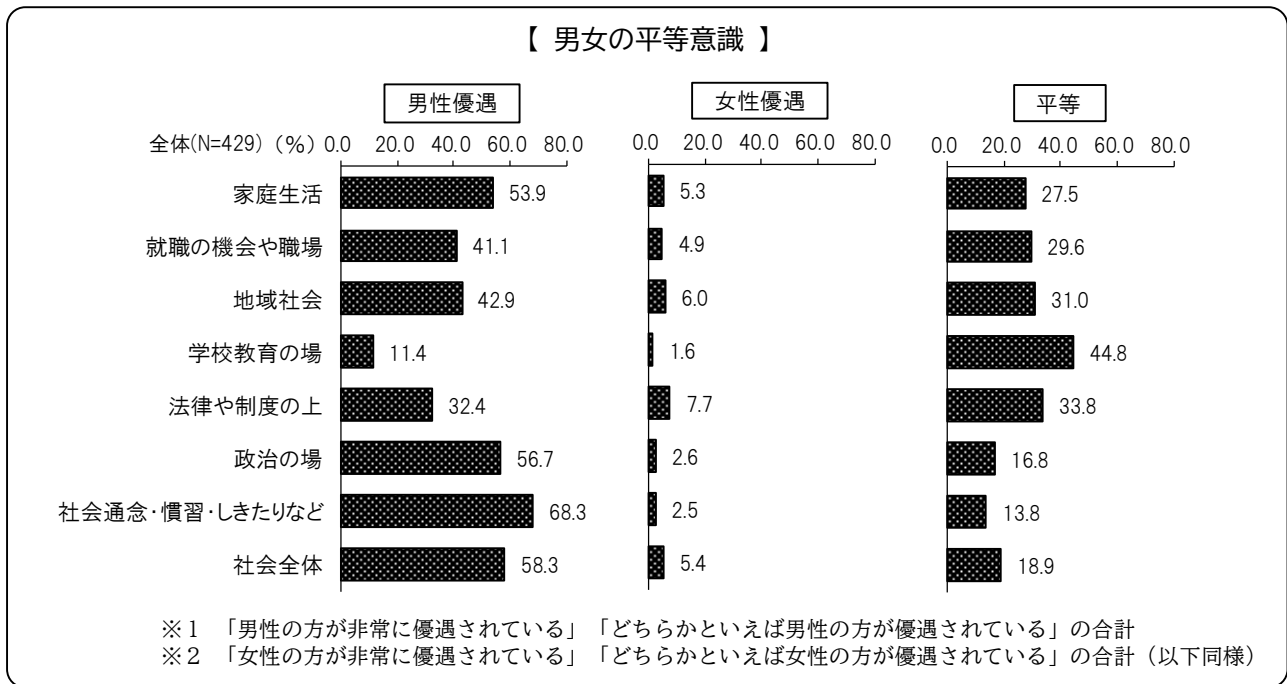
	評価項目	策定時 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 令和7年度
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	15.4%	20%	18.9%
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	52.2%	55%	44.8%
【基本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）				
3	審議会等委員の女性比率	28.0% (4月1日現在)	30%	32.4% (4月1日現在)
4	市職員の女性管理職比率※	29.3% (4月1日現在)	30%	31.0% (4月1日現在)
5	家族経営協定を締結している農家の数	45戸 (4月1日現在)	60戸	52戸 (4月1日現在)
【基本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推進				
6	家庭生活において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	30.3%	35%	27.5%
7	地域社会において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	27.6%	30%	31.0%
【基本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援				
8	乳がん検診の受診率	28.1% (令和元年度)	33%	32.2% (4月1日現在)
9	子宮頸がん検診の受診率	20.5% (令和元年度)	25%	18.9% (4月1日現在)
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）				
10	DV被害者で誰（どこ）にも相談しなかった市民の割合	49.5%	40%	44.3%
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり				
11	女性防災士の人数	3人 (4月1日現在)	15人	14人 (令和6年度)
12	女性消防団員の人数	74人 (4月1日現在)	104人	64人 (令和6年度)

※ 消防職を除く

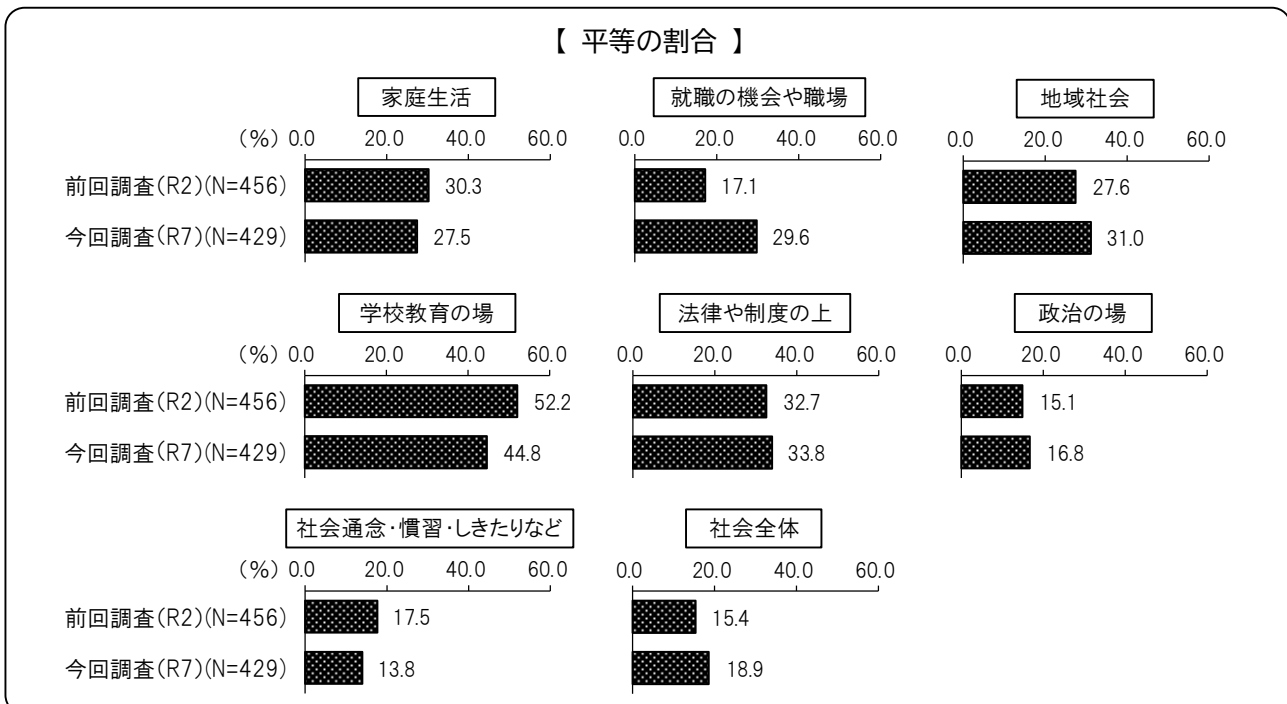
【4】アンケート調査結果から読み取れる本市の現状

1 男女の平等意識と役割について

- 男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇^{※1}」が「女性優遇^{※2}」の割合を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。「平等」意識が高い分野としては「学校教育の場」があげられます。

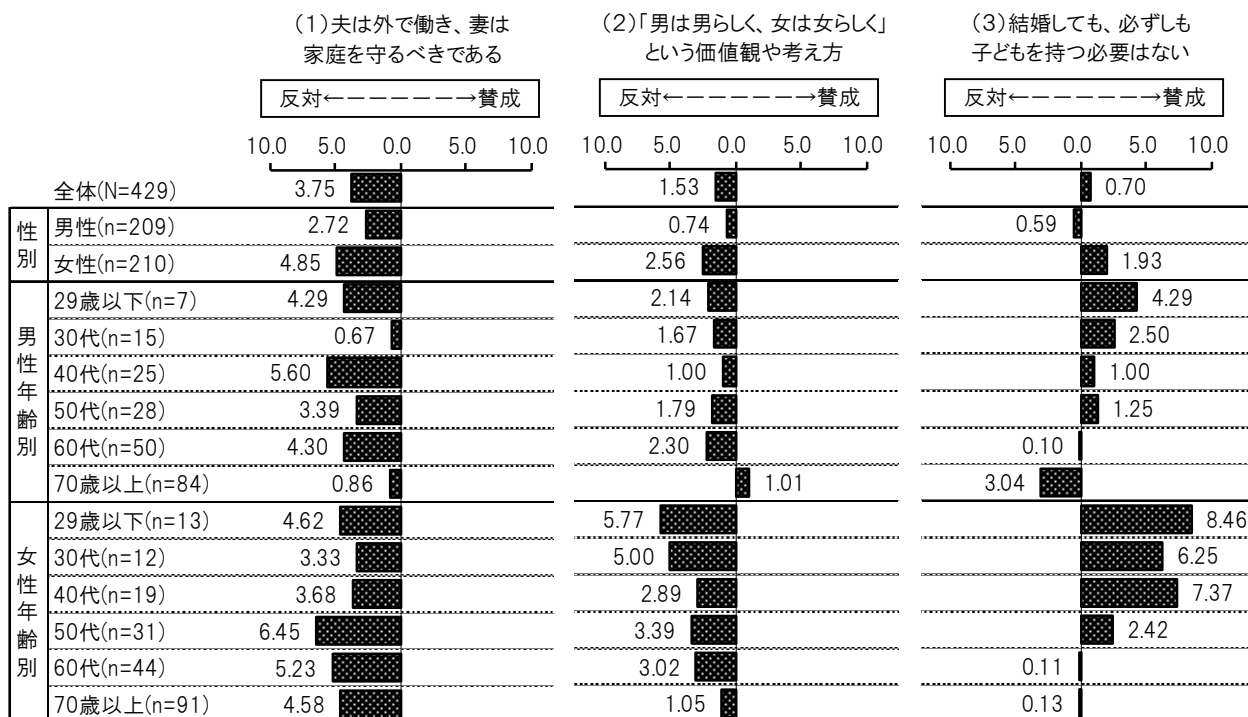


- 前回調査結果と比べ「就職の機会や職場」で「平等」の割合が大きく増加しています。



- 家庭生活と男女の役割をみると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、男性に比べ女性で反対意識が高くなっています。また「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、女性の若い年齢層ほど反対意識が高くなっています。「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男性に比べ女性、若い年齢層ほど賛成意識が高く、性別や年齢による意識の差が顕著にうかがえます。

【 家庭生活と男女の役割について 】

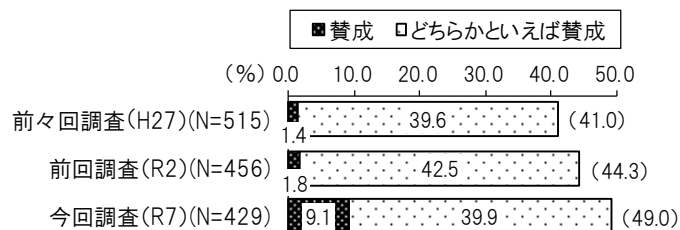


注：図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値のこと。

2 女性の働きやすさについて

- 女性の働きやすさについては、約半数（49.0%）が「働きやすい状況にある」と回答しており、時系列で見ると、その割合は増加傾向にあります。

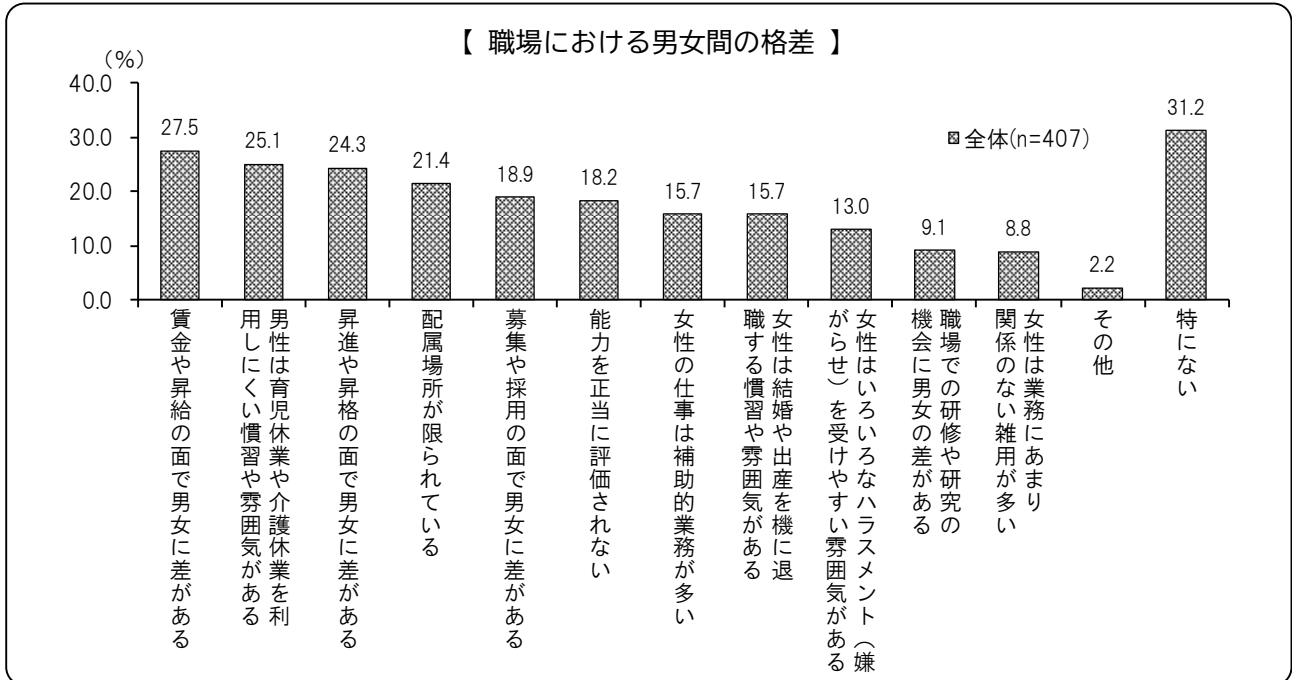
【 「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」という考え方について 】



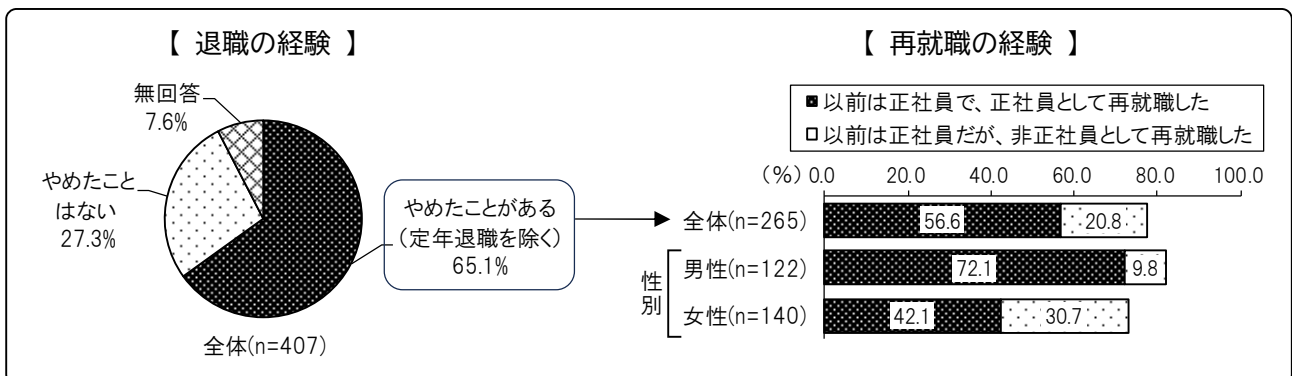
注：（ ）内数値は合計値（以下同様）

3 職場における男女間の格差について

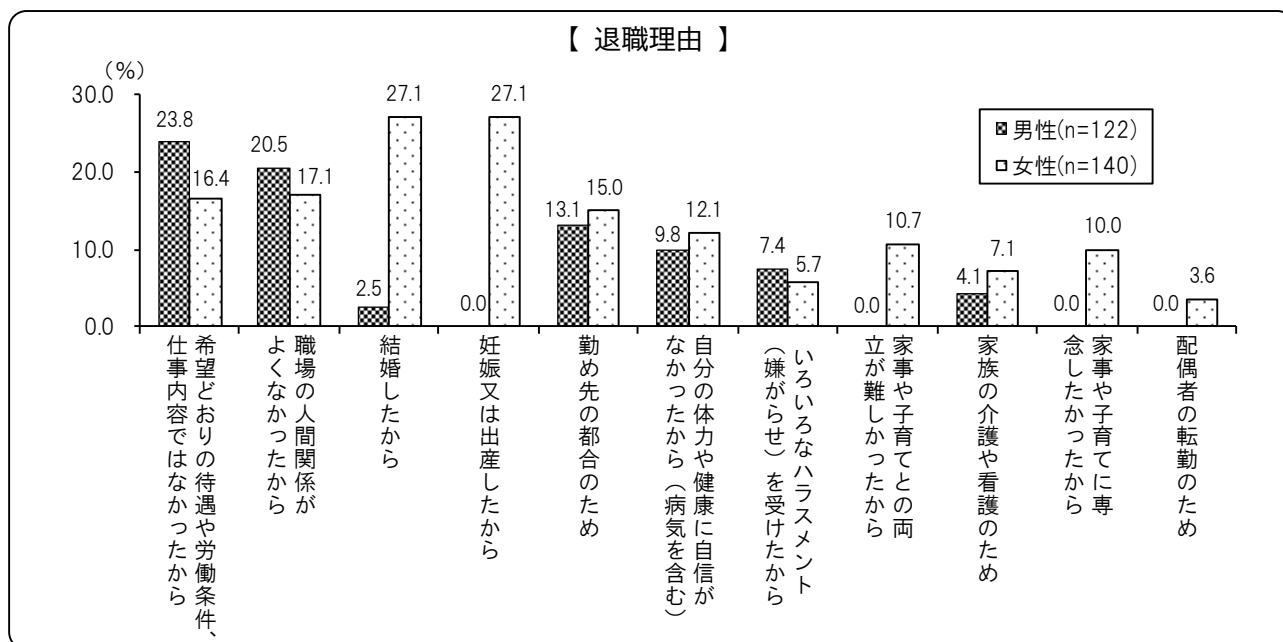
- 「賃金や昇給に男女差がある」を筆頭に、以下「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい雰囲気がある」「昇進や昇格に男女差がある」「配属場所が限られている」の順に多く回答されています。



- 退職の経験については「やめたことがある（定年退職を除く）」が 65.1%、「やめたことはない」が 27.3%となっています。
- 再就職の経験については「以前は正社員で、正社員として再就職した」の割合が 56.6%、「以前は正社員だが、非正社員として再就職した」が 20.8%となっています。性別では、女性は男性に比べ「以前は正社員だが、非正社員として再就職した」の割合が高くなっています。

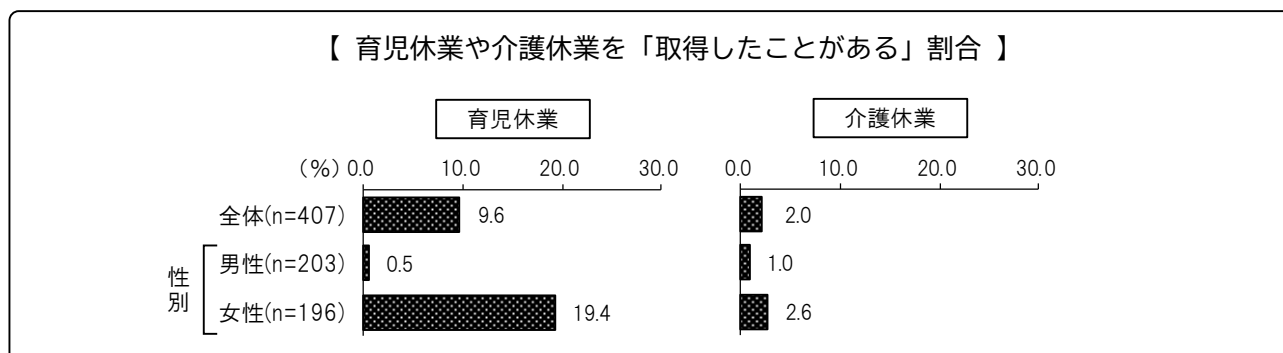


- 退職理由については、特に女性の場合「結婚したから」「妊娠又は出産したから」「家事や子育てとの両立が難しかったから」「家事や子育てに専念したかったから」の割合が、男性を大きく上回っています。



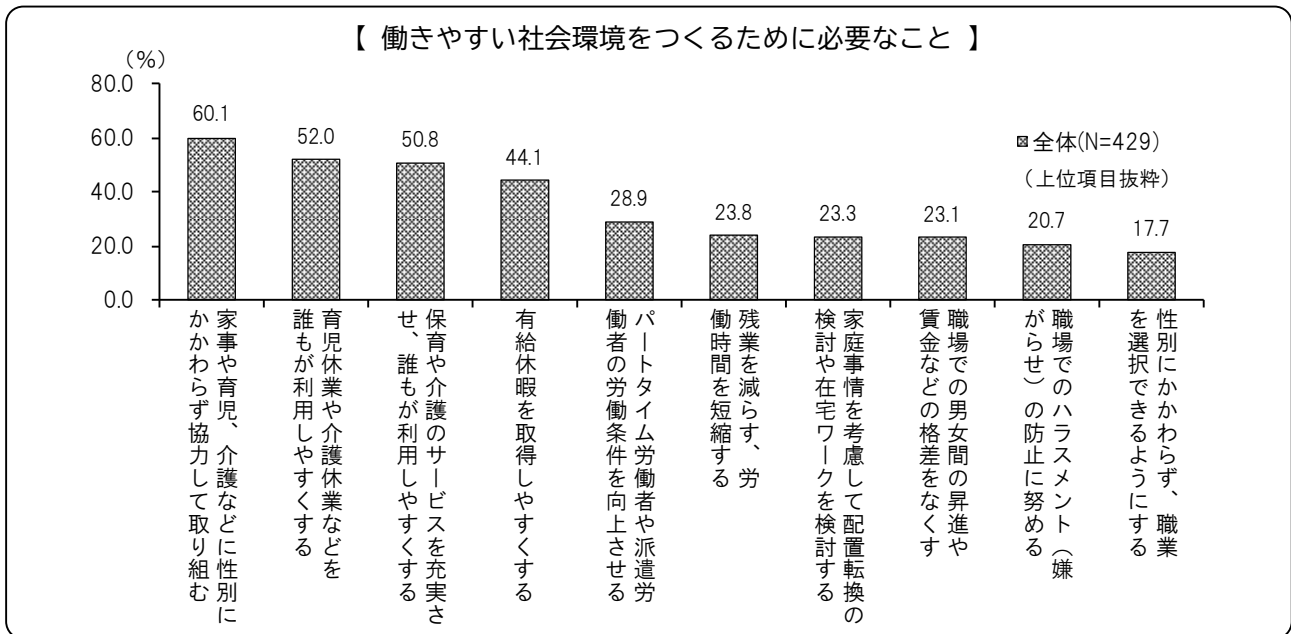
4 育児休業等の取得状況

- 育児休業は、女性の約2割(19.4%)が取得していますが、男性は僅かです。一方で、介護休業については性別にかかわらず取得率は低い状況です。



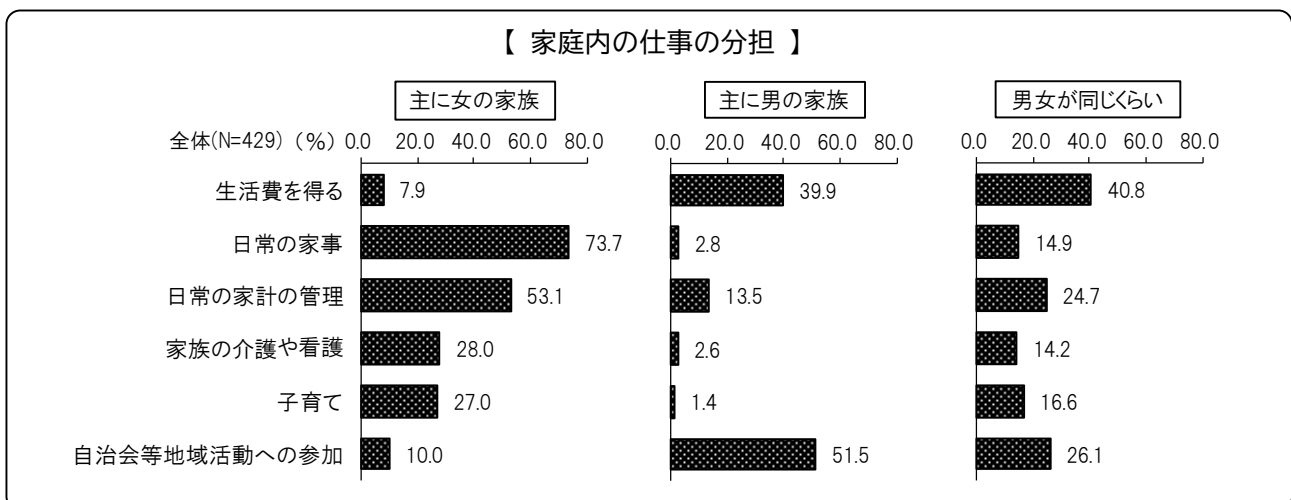
5 働きやすい社会環境について

- 性別にかかわらず働きやすい社会環境のために必要なこととして「家事や育児、介護などに性別にかかわらず協力して取り組む」が6割（60.1%）と最も高く、以下「育児休業や介護休業を誰もが利用しやすくする」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」が続きます。



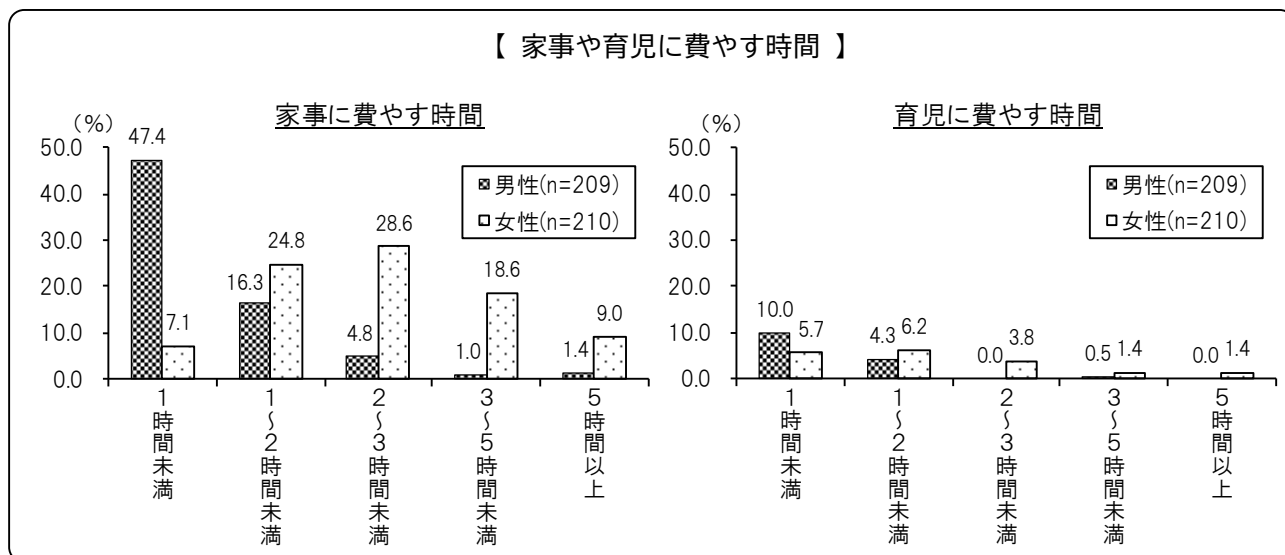
6 家庭内の仕事の分担

- 家庭内の仕事の分担については「主に女の家族（妻又は母親、祖母など）」の割合が高い項目として「日常の家事（食事のしたくや掃除、洗濯など）」や「日常の家計の管理」があげられます。一方「主に男の家族（夫又は父親、祖父など）」では「生活費を得る」や「自治会等地域活動への参加」の割合が高く、性別による差が顕著にうかがえます。



7 家事や育児に費やす時間

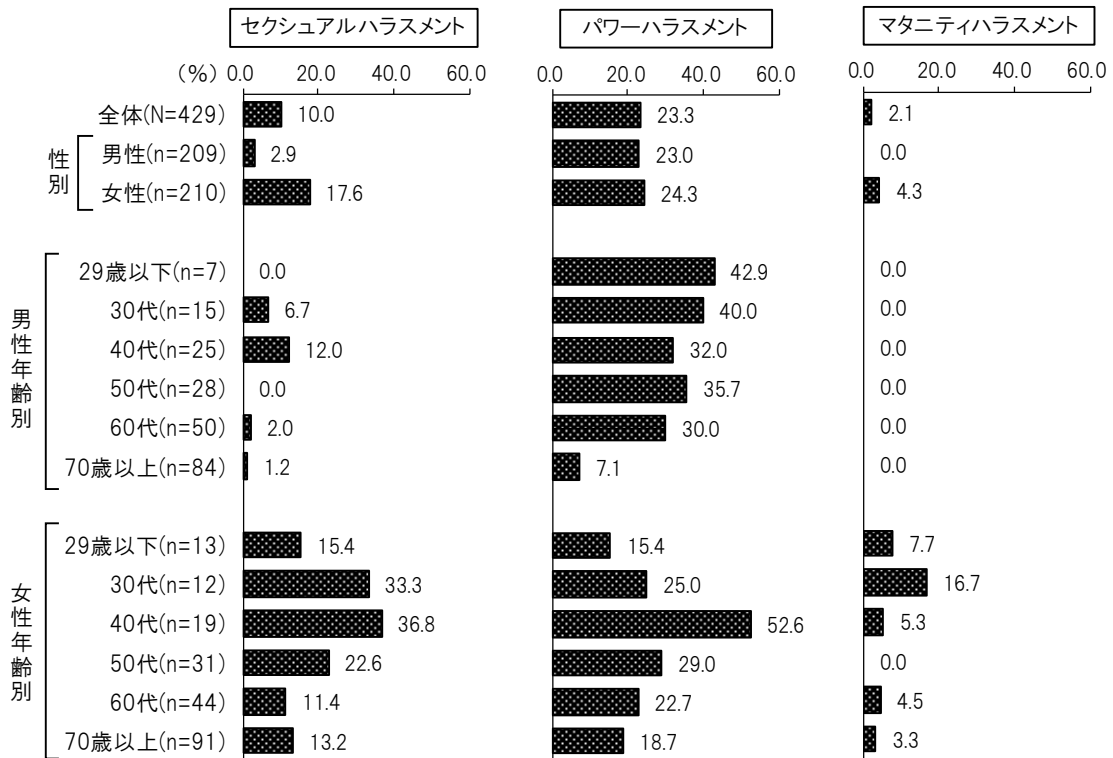
- 1日に家事に費やす時間については、男性は「2時間未満」(合計)で6割以上(63.7%)を占めているのに対して、女性は「2時間以上」(合計)で過半数(56.2%)を占めており、女性の家事に費やす時間は男性を大きく上回っています。
- 育児に費やす時間については、男性は女性に比べ「1時間未満」の割合がやや高くなっています。



8 ハラスメントやDVについて

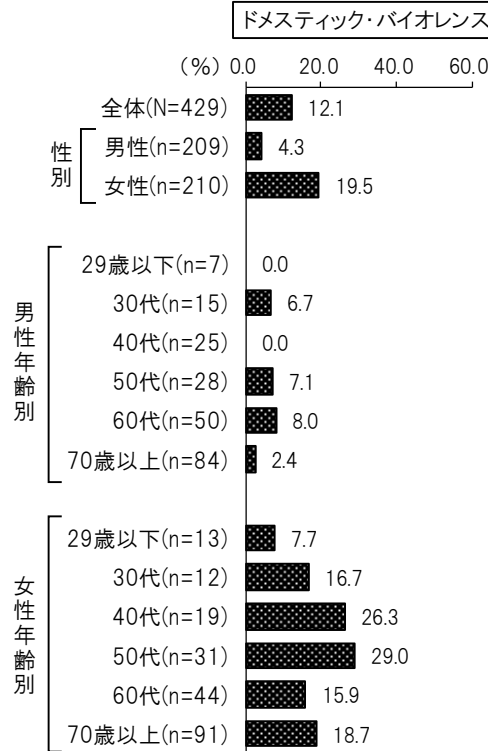
- 女性の2割近く(17.6%)がセクシュアルハラスメントの被害を受けた経験があると回答しており、特に30~40代で多くなっています。パワーハラスメントについては、男女共におよそ4人に1人が被害を受けたことがあり、特に女性の40代で多くなっています。

【 「自分が被害を受けたことがある」割合 】



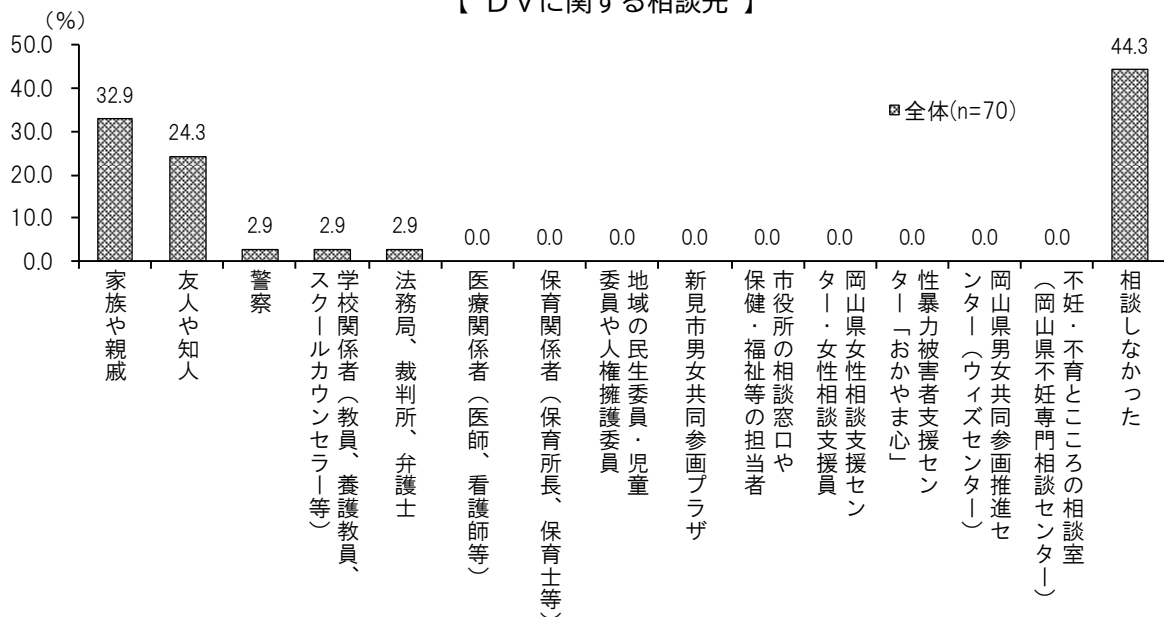
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害については、女性の約2割（19.5%）、特に40～50代で多く回答されています。

【 「自分が被害を受けたことがある」割合 】

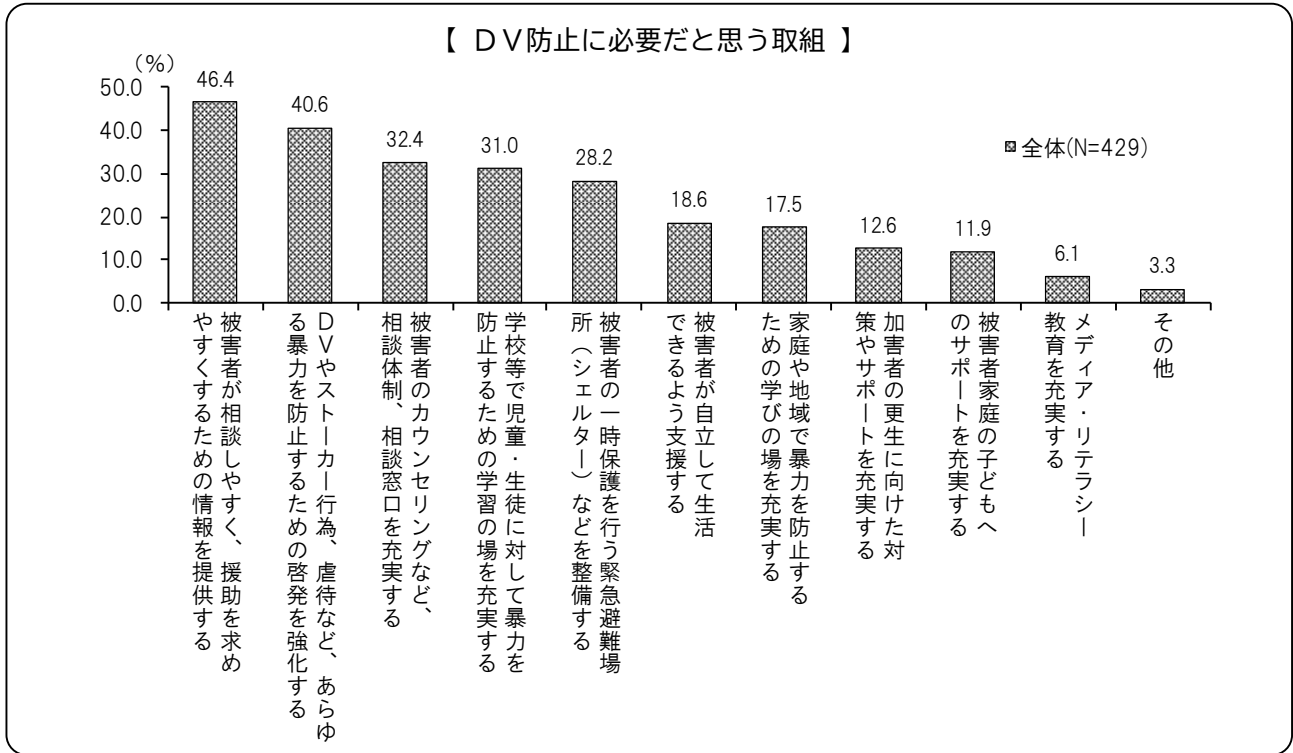


- DV被害経験者の相談先としては「家族や親戚」と「友人や知人」が中心であり、公的機関等への相談は少ない状況です。また「相談しなかった」は4割以上（44.3%）みられます。

【 DVに関する相談先 】

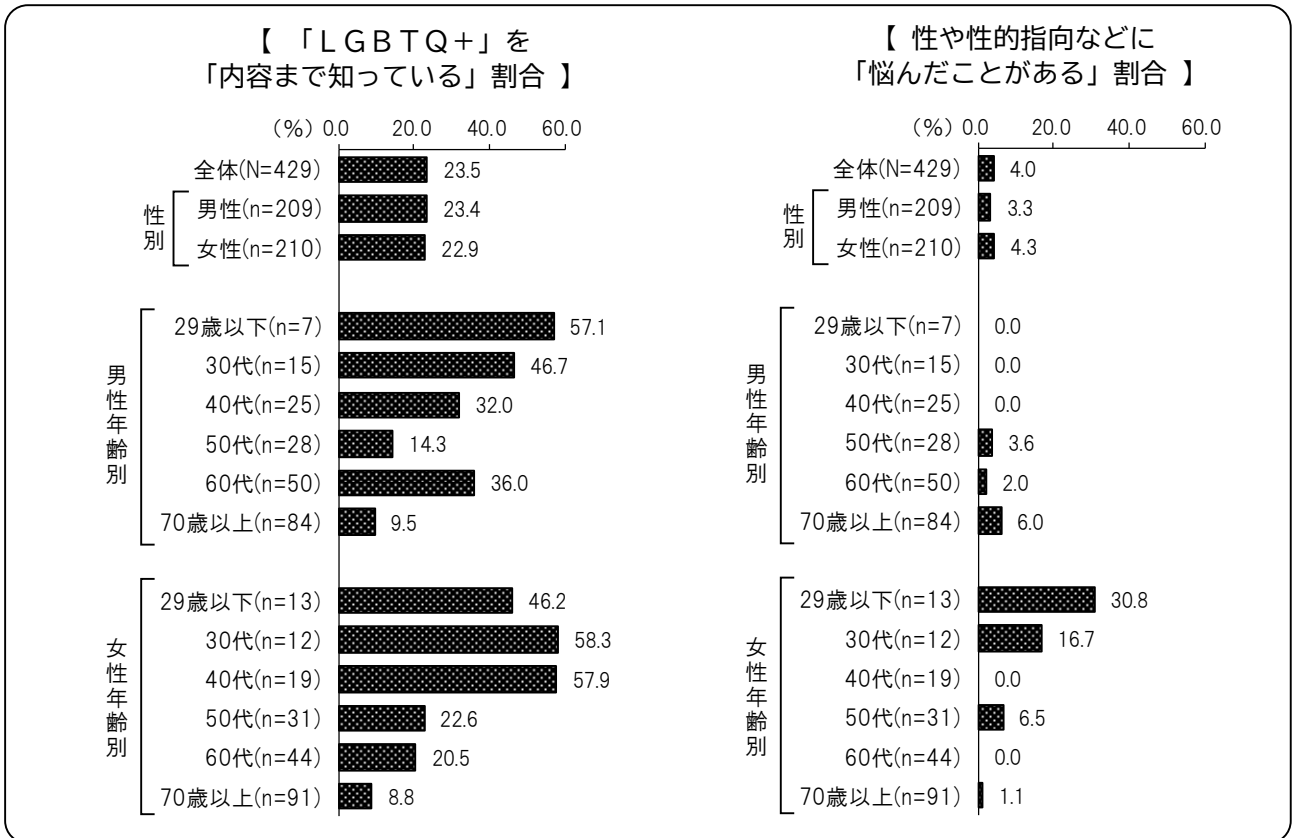


- DV防止に必要な取組としては「被害者が相談しやすくなるための情報の提供」をはじめ「あらゆる暴力を防止するための啓発の強化」「被害者のカウンセリングなど、相談体制、相談窓口の充実」「学校等で暴力を防止するための学習の場の充実」などが求められています。



9 性の多様性について

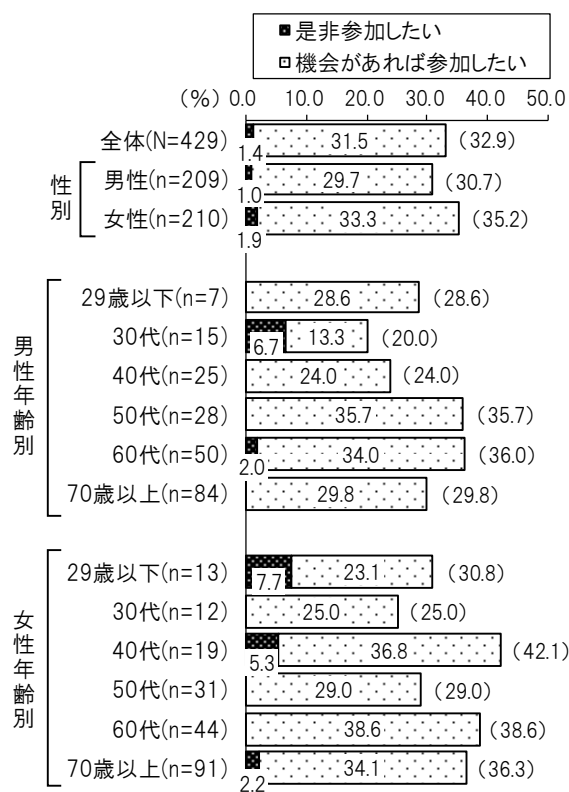
- 「LGBTQ+」の「内容まで知っている」割合はおよそ4人に1人（23.5%）となっています。年齢別では男女共に若い年齢層ほど「内容まで知っている」人が多くなっています。
- 性や性的指向などに悩んだ経験については「悩んだことがある」割合が4.0%となっています。性別では大きな差はみられませんが、年齢別では女性の30代以下で「悩んだことがある」割合が高くなっています。



10 セミナー等への参加意向

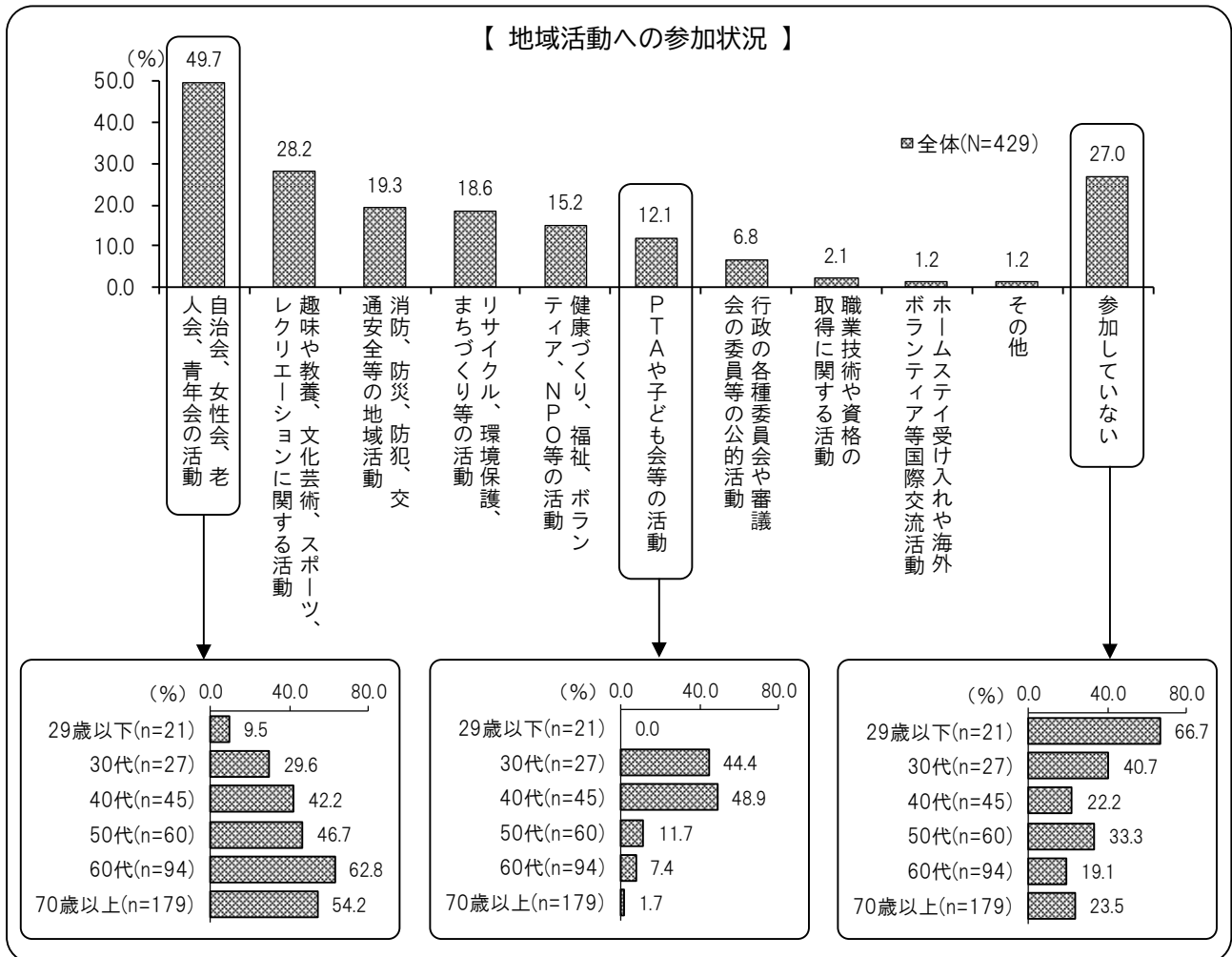
- 人権や男女共同参画に関するセミナー等への参加意向については「是非参加したい」が1.4%、「機会があれば参加したい」が31.5%、合計で約3割（32.9%）が「参加したい」と回答しています。年齢別では、男性の50～60代で「機会があれば参加したい」の割合が他の年齢層に比べて高くなっています。

【 人権や男女共同参画に関するセミナー等への参加意向 】

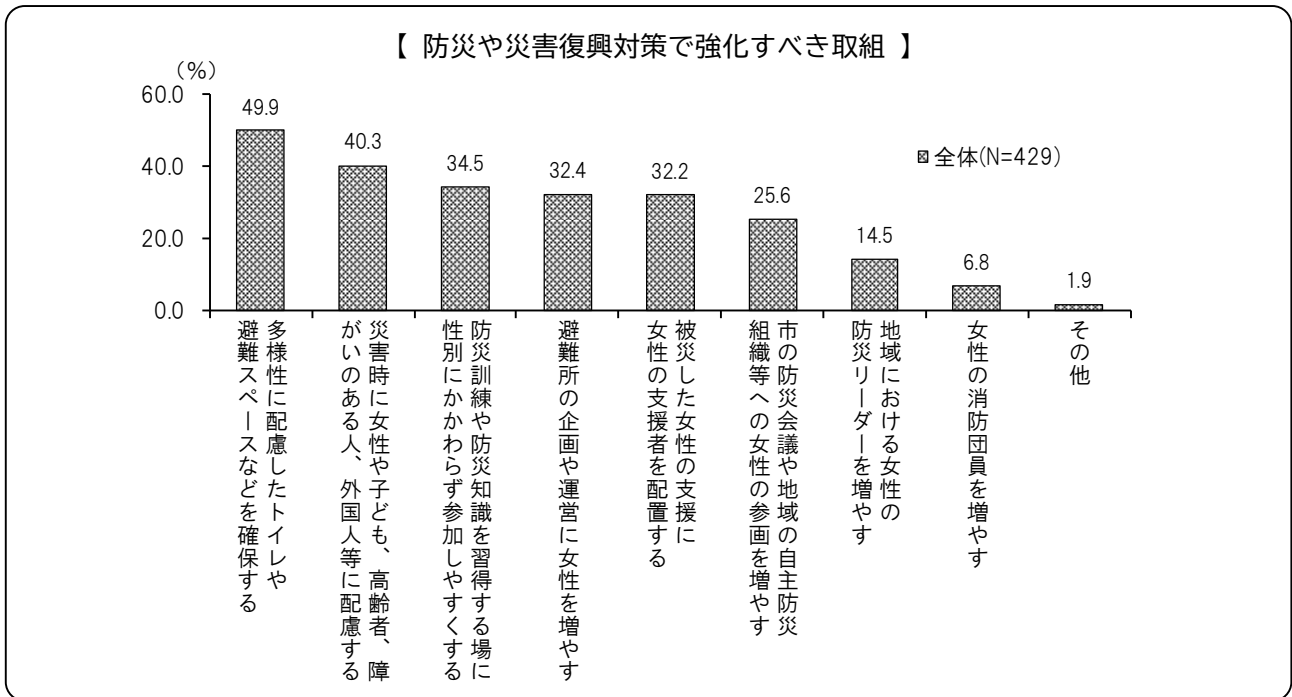


11 地域活動等について

- 地域活動への参加については「自治会、女性会、老人会、青年会の活動」は年齢が上がるほど参加する人も多い傾向にあり「PTAや子ども会等の活動」は、子育て世代である30~40代に多くみられます。一方で「参加していない」人は29歳以下で7割近く(66.7%)を占めています。

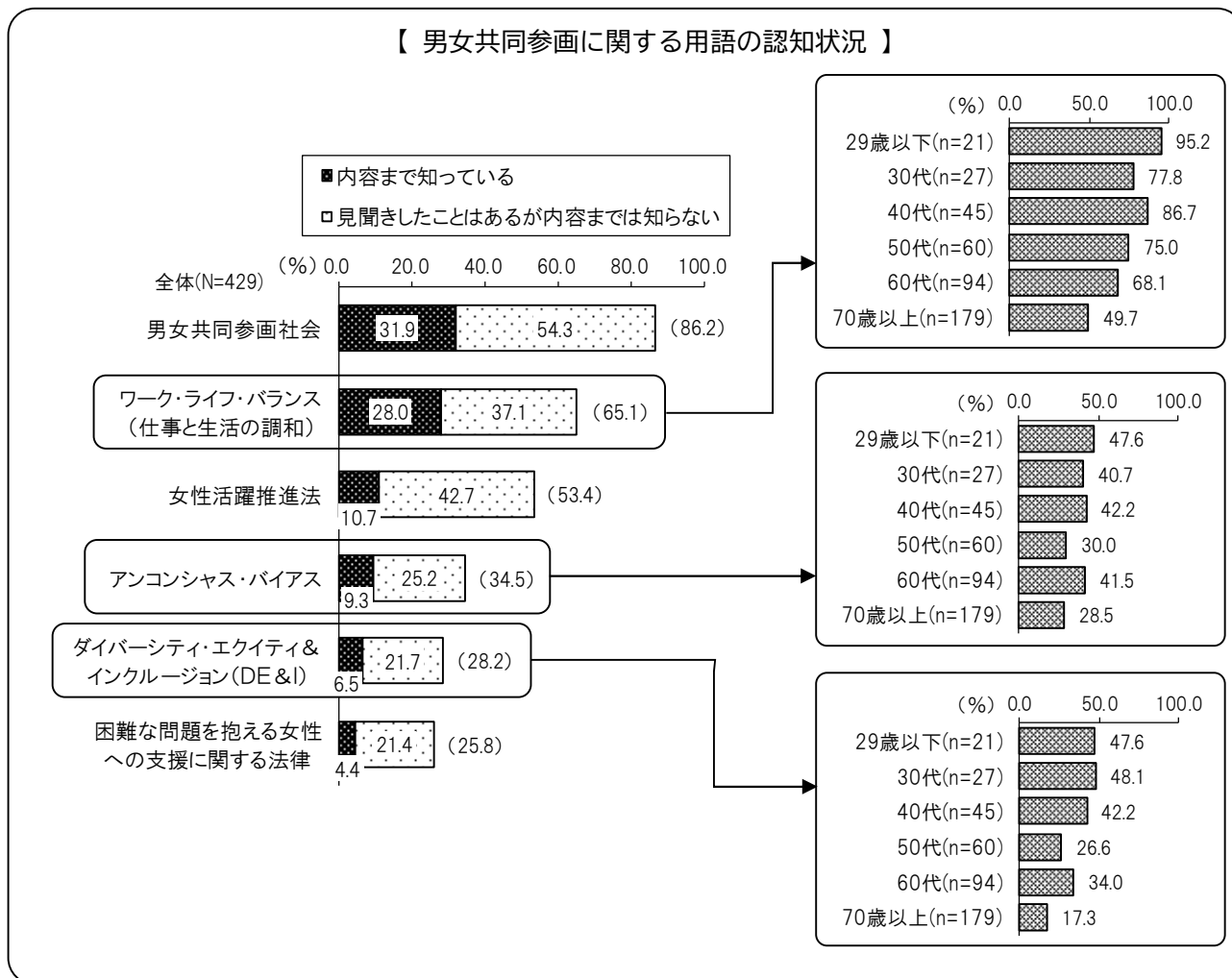


- 防災や災害復興対策で強化すべき取組については「多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮」「防災訓練や防災知識を習得する場への参加のしやすさ」などが上位に回答されています。



12 用語の認知について

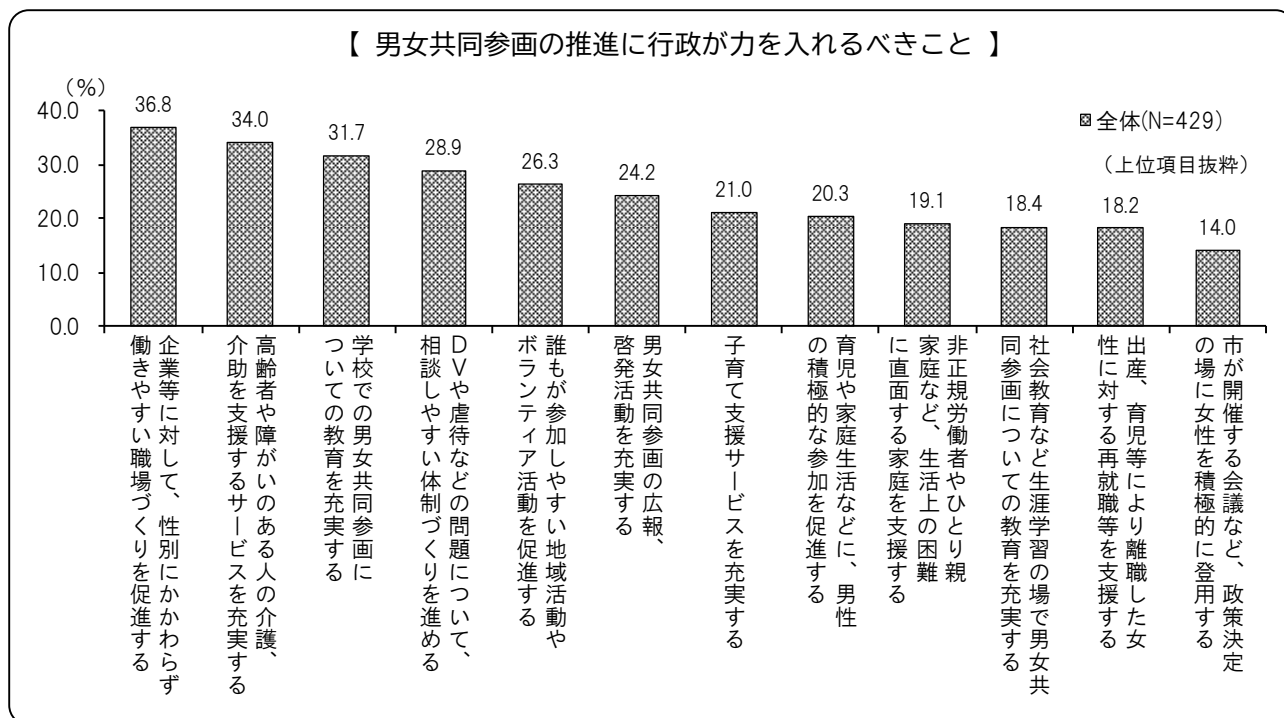
- 男女共同参画に関する用語の認知割合が高い順に「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「女性活躍推進法」の順となっています。「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「アンコンシャス・バイアス」「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）※」については、40代以下で比較的、認知率が高くなっています。



※ 「ダイバーシティ（Diversity）：多様性」は、多様性を認め合い、互いに受け入れ合うことを意味する。「エクイティ（Equity）：公平性」は、単なる平等ではなく、一人一人が置かれた状況や背景に応じて必要な支援や機会を調整し、公平に参加できる環境を整えることを指す。「インクルージョン（Inclusion）：包摂性」は、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが平等に機会を与えられ、一体感を持って生活、活動できる状態を指す。これらを一体的に推進することで、多様な人々がそれぞれのニーズに合った支援を受けながら生活し、働き、成果を発揮し続けられる環境をつくり出すこと。

13 行政が力を入れるべきこと

- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりの促進」を筆頭に「高齢者や障がいのある人の介護、介助を支援するサービスの充実」「学校での男女共同参画についての教育の充実」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくり」などが上位に回答されています。



【5】現状分析から読み取れる本市の課題

1 固定的な性別役割分担意識の解消と多様性の尊重に向けた意識づくり

- アンケート調査結果では「政治の場」をはじめ「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」における男性優遇意識は、依然として根強いことがうかがえます。また「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」に代表される固定的な性別役割分担意識については、性別や年齢による意識差が顕著にみられます。固定的な性別役割分担意識や無意識の偏ったものの見方や思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、よりきめ細かな啓発活動の推進が必要です。
- 「LGBTQ+」について、内容まで知っている人はおよそ4人に1人の割合ですが、特に若い年齢層ほどその割合は高く、年齢が上がるほど低い状況です。性的マイノリティに関連する内容については、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市民により正しい理解を促進する必要があります。また、本市で令和7年12月1日より実施している「新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」については、幅広い年齢層に対して、制度の社会的背景等も含めて周知を図る必要があります。
- 一方「学校教育の場」における平等意識は、ほかの項目を上回っており、引き続き、教育・保育の場における子どもの頃からの男女平等意識の醸成に向けた取組が必要です。
- 学びの場は、児童・生徒だけでなく、幅広い世代に対する生涯学習の場をはじめ、多様な場や機会を活用した、人権や男女共同参画についての講座やセミナーの開催などの充実が必要です。

2 政策方針決定過程における女性参画の推進と女性活躍の環境づくり

- 議会や審議会等、政策方針決定の場における女性の参画の促進をはじめ、女性リーダーの育成に向けた研修の充実や女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。また、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を高めるため、企業等におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を引き続き推進する必要があります。
- 男性が育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気を払拭するための、企業等に対する啓発活動の充実とともに、女性が結婚や出産を理由として退職せずに働き続けることができるよう、個別のニーズに応じた再雇用への支援や柔軟な働き方の整備などを促進する必要があります。
- アンケート調査結果では、家事や育児等は主に女性が担っており、その負担感がうかがえます。家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発するとともに、男性の家事、育児等への参画を促進するための取組など、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指す施策の充実が必要です。

3 幅広い世代が参加しやすい地域活動と男女共同参画の視点に立った防災対策

- 若い世代が地域活動に余り参加していない現状を踏まえ、地域活動に関する情報を世代に応じた多様な伝達手段を活用して、分かりやすく発信する必要があります。そのため、それぞれの世代に応じた興味ある活動の提案など「参加へのきっかけづくり」を検討し、性別にかかわらず誰もが参加しやすい地域活動を促進していくことが必要です。また、地域における多文化共生社会の構築に向けた取組の充実が必要です。
- 女性の防災士資格の取得や自主防災組織の活動への女性の参画の促進など、災害発生時の対応をはじめ、地域の防災、減災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、性別にかかわらず誰もが防災活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

4 健康づくりへのきめ細かな支援の充実

- 健康診断やがん検診等の受診率の向上に向けた取組の充実をはじめ、健康づくり活動に関する情報を、全ての市民に分かりやすく発信する必要があります。また、妊娠や出産等に関する情報提供の充実を図るとともに、きめ細かな支援と切れ目のない支援の充実により、引き続き安心して妊娠、出産できる支援体制を構築する必要があります。
- 妊婦、産婦健診や乳児健診等の受診勧奨により、親子の健康づくりを引き続き支援するとともに、伴走型相談支援事業等を通して、引き続き妊娠期から相談しやすい体制の整備が必要です。

5 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
- アンケート調査結果では、DV等の被害者において専門機関に相談した人が少ない現状を踏まえ、相談先の周知を充実するとともに、気軽に相談でき、適切に支援につなぐ必要があります。また、被害者の家族や子どもへの支援、一時保護への速やかな対応など、より迅速に対応できるよう関係機関との連携の強化が必要です。

6 安心して暮らすための福祉の充実と困難を抱える女性への支援

- 高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、誰もが地域で安心して生活できるよう、新見市地域福祉計画をはじめ、本市の個別の福祉関連計画に基づき、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、市民一人一人のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要です。
- 女性が、経済的に困難な状況にある場合やひとり親家庭である場合、また、様々な事情により困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、全ての女性が、安心して自立して暮らせる社会の実現を目指す必要があります。

第4章 計画の考え方

【1】基本理念

第4次計画では、その基本理念を「男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち」と定め「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」をはじめとする6つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を推進してきました。

本市の政策の最上位計画である「第3次新見市総合計画 ～ 行動計画（後期）～」では、市の将来都市像を「人と地域が輝き 未来につながる源流共生のまち・にいき」と定めています。その行政分野の一つとして「7 交流・コミュニティ」を掲げ、その中に人権や男女共同参画の施策を位置付け「お互いを認め合い多様な生き方が尊重されるまちを実現する」という目標を掲げています。

本市における、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向は、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画プラザを中心とした相談体制の充実、DV防止のための広報や啓発の充実や女性の社会進出支援、職場や地域社会、防災など様々な分野における性別にとらわれない人材の登用などに取り組むこととしています。

第4次計画の点検、評価結果やこの度のアンケート調査結果では、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が確認できました。このような多様な課題に適切に対応し、性別にかかわらず、一人一人の個性が尊重され、お互いを認め合い、誰もが活躍し安心して暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、本計画においては、第4次計画の基本理念を継続し、より一層の取組の充実を図ります。

● 本計画の基本理念 ●

男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち

【2】施策体系

【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- 基本施策1 人権と多様性を認め合う意識づくり
- 基本施策2 男女共同参画を推進するまちづくり
- 基本施策3 学びの場における意識づくり

【基本目標2】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）

- 基本施策4 方針決定過程における女性参画の促進
- 基本施策5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり
- 基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本目標3】地域社会における男女共同参画の推進

- 基本施策7 地域活動における男女共同参画の促進
- 基本施策8 防災・減災分野における男女共同参画の推進
- 基本施策9 国際交流の推進と多文化共生の意識づくり

【基本目標4】生涯にわたる健康づくりへの支援

- 基本施策10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 基本施策11 母子保健の充実

【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）

- 基本施策12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- 基本施策13 きめ細かな被害者支援体制の充実

【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

- 基本施策14 地域共生社会の実現に向けた取組
- 基本施策15 困難な問題を抱える人への支援
（新見市困難な問題を抱える女性支援計画）

第5章 施策の展開

【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本施策1 人権と多様性を認め合う意識づくり

広報やイベントを通じた啓発活動の推進をはじめ、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組、人権教育の実施等により、市民の誰もが人権を尊重する意識を大切にしながら、互いに認め合う社会の実現に向けた取組を推進します。

「LGBTQ+」「性的マイノリティ（性的少数者）」等、多様性を認め合う社会の構築に向けて、多様な広報手段を活用した啓発活動を推進し、市民の正しい理解を促進します。

取組名	取組内容	担当課
人権の尊重と多様性への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の尊重や性の多様性について、市の広報やホームページ、イベント等を通して、幅広い世代を対象とした啓発活動を推進し、市民の理解の促進に努めます。 ○ 無意識の思い込みに気づき、行動を見直すきっかけとなるよう、アンコンシャス・バイアス※¹の解消に向けた啓発活動を推進します。 	総合政策課
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館での人権学習講座やPTAでの人権教育推進事業、関係団体との連携による人権教育、啓発事業を実施し、市民の人権意識の高揚に努めます。 	生涯学習課
性的マイノリティに関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講演会等の開催や新見市男女共同参画プラザへの「LGBTQ+」「性的マイノリティ（性的少数者）」に関する図書・リーフレットの設置により、市民への正しい理解を促進します。 ○ 本市の「新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※²」の周知に努めます。 	総務課 総合政策課

※1 無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男の子だから黒いランドセル、女の子だから赤いランドセルがよい」「女性は文系、男性は理系」「年をとると頑固になる」「あの人は外国人だからこうだ」といった偏った思い込みのこと。

※2 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活で協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを市が公的に認め、受領証などを交付する制度のこと。（法的効力はない。）令和7年12月1日より実施

取組名	取組内容	担当課
市の刊行物等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が作成する全ての刊行物等について、多様性に配慮するとともに、誰もが関心を持てるよう、分かりやすい説明や表現に努めます。 ○ 市の広報やホームページについては、肖像権や著作権等にも十分に配慮するよう、担当課と秘書広報課の双方で確認を行うとともに、全庁的な意識啓発を図ります。 	秘書広報課
児童・生徒への性の理解と支援体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に取り組むとともに、異性の尊重や性同一性障害等について考える機会を設け、個人の性を尊重する意識づくりに努めます。 ○ 性同一性障害に不安を持つ児童・生徒については、本人及び保護者と「合理的な配慮※」について確認するほか、個別の事案に応じてサポートチームを設置し、校内の支援委員会やケース会議等により、本人の心情等に配慮して対応するための体制の維持に努めます。 	学校教育課

※ 性同一性障害に不安を抱える児童・生徒が、他の児童・生徒と同様に学び、学校生活に参加できるよう、本人や保護者の意向を踏まえ、学校が過度な負担とならない範囲で、心情やプライバシーへの配慮、制服、更衣、トイレ等の利用に関する調整をはじめ、授業や行事での配慮、意思疎通の支援など、適切な変更や調整を行うこと。

基本施策2 男女共同参画を推進するまちづくり

男女共同参画社会の実現に向けて、市の広報やホームページ、情報紙等の多様な媒体を活用し、市民への周知と啓発活動を推進するとともに、講座やセミナー等の開催を通して、幅広い世代の参加を促進し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
広報等による啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する市の主催事業や男女共同参画週間(6月23日～29日)等について、市の広報やホームページ等、様々な媒体を活用して市民への周知に努めます。 ○ 男女共同参画情報紙「りぼん」の発行や報道機関への関連情報の提供などを通して、男女共同参画社会の気運づくりを推進するとともに、幅広い世代を対象とした啓発活動を推進します。 ○ 新見市男女共同参画プラザにおいて、男女共同参画に関する資料等を収集、整理し、広く市民に分かりやすく情報を提供します。 	総合政策課
講座等の開催による啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画を推進する市民団体「にいみフォーラム」との共催による男女共同参画に関する出前講座やセミナー等の開催を通して、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発を推進するとともに、性別にかかわらず幅広い世代の参加を促進します。 ○ 一人一人が、その人らしく生きるための知識を身に付けられるよう、ステップアップ講座を開催します。 	総合政策課
男女共同参画支援拠点の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報やホームページ、中央図書館デジタルサイネージ等、様々な媒体を活用し、新見市男女共同参画プラザの周知を図ります。 	総合政策課
保護者・地域への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校便りや授業参観等を通して、保護者や地域住民に人権や男女共同参画に関する情報を発信するとともに、啓発活動を推進します。 	学校教育課
市民団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「にいみフォーラム」等、男女共同参画を推進する市民団体に、活動場所の提供や団体間での交流の促進など、活動を支援するとともに、新たな団体の育成に努めます。 	総合政策課

取組名	取組内容	担当課
市民意識等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民アンケートなどを活用し、定期的に男女共同参画に関する市民意識や実態の把握に努め、施策への反映に努めます。 	総合政策課

基本施策3 学びの場における意識づくり

子どもの頃から思いやりや命の大切さを学び、性別にかかわらず、個性を尊重する意識を育むカリキュラム等を活用した教育を推進します。

幅広い世代の市民を対象として、大学公開講座や公民館における講座等の多様な学習機会を提供し、その充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、性別にかかわらず個性を尊重する意識を養うことができるよう、新見市独自の保育・教育カリキュラムを活用した就学前教育、保育を実践します。 ○ 保育所、幼稚園、認定こども園の職員等指導者を対象とした研修等を実施し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と指導力の向上を図ります。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒に対して、道徳やキャリア教育の時間をはじめ、全ての授業を通して、性別にかかわらず誰もが互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えることができる人間形成をテーマにした学習を実施します。 ○ 小・中学校の教職員等指導者を対象とした研修等を実施し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と指導力の向上を図ります。 	学校教育課
学校における情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「GIGAワークブックにいみ」を活用し、児童・生徒に対する情報モラル等を指導するとともに、家庭や地域と連携し、メディア・リテラシー*等について考える場を提供します。 	学校教育課
大学における公開講座等の開催促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新見公立大学で開催される公開講座等において「男女共同参画」の要素を盛り込み、幅広い世代の市民が学べる講座の開催を促進します。 	教育連携推進課
多様な学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館での男性料理教室や男女共同参画社会講座の開催などを通して、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動を推進します。 	生涯学習課
男女共同参画の視点に立った人事評価制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修等を通して、職員の計画的な人材の育成や意欲の向上を図るとともに、人事評価制度の周知及び適正な運用、改善を図ります。 	総務課

* テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。

【基本目標2】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）

基本施策4 方針決定過程における女性参画の促進

審議会等をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画及び登用の促進を図ります。また、企業へのポジティブ・アクションの普及や研修への参加を促進するとともに、農業分野における女性の登用を促進します。

庁内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職への登用の拡大と男性の育児休業の取得率の向上等を目指します。

取組名	取組内容	担当課
審議会等委員への女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画が進むよう、啓発活動を推進します。 ○ 本市の審議会等における女性委員の登用について、毎年の進捗管理により、全庁的に効果的な取組と課題を共有し、登用率の向上を図ります。 	総合政策課 関係各課
庁内における女性の積極的な登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「特定事業主行動計画」に定める目標である女性管理職の登用の拡大、男性の育児休業取得率の向上を目指します。 ○ 積極的に女性職員の採用を図るとともに、適材適所の人事配置や女性職員の積極的な管理職、監督職への登用を図ります。 	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校において、女性の教諭、講師をはじめ、支援員や補助員の採用に努めます。 ○ 性別にかかわらず管理職や教務主任等への登用を促進するなど、本人の適性に応じた人事を推進します。 	学校教育課
女性職員等の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性職員等の能力開発や専門的スキルの形成のため「岡山県市町村職員研修センター」や保育職の管理職員養成のための全国研修への参加を促進します。 ○ 自治大学校への女性職員の派遣を検討します。 	総務課
女性人材の情報収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」等関係機関と連携し、女性の人材に関する情報を幅広く収集するとともに、男女共同参画の推進に向けた取組への活用を努めます。 	総合政策課

取組名	取組内容	担当課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業等に対して、男女共同参画や働き方改革に関連する法や制度等を周知するとともに、女性や多様な人材の能力を十分に発揮できるよう、職場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図ります。 	商工観光課
企業等への講座等の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業や地域団体等に「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」等の講座や研修等について周知するとともに、参加を促進します。 	総合政策課
農業委員等への女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員会活動の活性化と、農業における男女共同参画を促進するため、多様な機会を活用し、女性の活躍についての気運の醸成を図り、農業委員会等の委員や役員への女性の参画を促進します。 ○ 農業協同組合等の委員や役員等、経営への女性の参画を働きかけます。 	農業委員会

基本施策5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保され、働きやすい職場環境づくりを促進します。また、雇用の拡大や企業が求める人材を育成するための情報提供をはじめ、多様な働き方に関する支援や情報提供を推進します。

取組名	取組内容	担当課
雇用の機会均等やハラスメント防止の促進	○ 市の広報紙やホームページ、ポスター等様々な媒体を活用し「男女雇用機会均等法」等、関係法令の周知や各種ハラスメント防止の促進に努めます。	商工観光課
就労環境の整備の促進	○ 企業等に対して、労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の提供及び啓発に努めます。	商工観光課
女性の能力開発等に関する広報	○ 「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」で開催される各種講座等について、庁内窓口にパンフレットを設置するなど、周知に努めます。	総合政策課
女性の創業等を支援する取組の充実	○ 市の広報やホームページ等を活用し、岡山県女性創業サポートセンターの事業や市の創業に関する施策の周知に努めます。 ○ 創業相談や女性創業セミナーの開催等を通して、多様な働き方に関する支援や情報提供を推進します。 ○ 女性の理工系分野への進出を支援するため、出前授業等の実施について検討します。	総合政策課 商工観光課
農畜産業等における男女共同参画の促進	○ 農業の「家族経営協定」制度等の普及に努め、家族経営協定締結数の増加を目指します。 ○ 男女共同参画の視点に立った家内労働者や家族従事者の労働環境の整備を促進します。 ○ 岡山県知事が認定している「岡山県農業士」に、女性を積極的に推薦します。	農業畜産振興課

基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の一層の推進に向けて、家事や育児、介護の役割を性別にかかわらず協力して担えるよう意識啓発に努めます。また、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
多様な働き方の実現	○ 在宅就労やフレックスタイム制など、ワーク・ライフ・バランスの観点から、性別にかかわらず子育てをしながら働くことができる働き方の導入について、商工会議所や商工会などを通して、企業等への啓発に努めます。	商工観光課
女性の再就職などの支援	○ 結婚や妊娠、出産など、ライフステージの転機が働く女性の就労や社会参加の妨げにならないよう、職場復帰や再就職について、商工会議所や商工会を通して、企業等への啓発に努めます。	商工観光課
関係法制度の周知及び情報提供や啓発活動の推進	○ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、市の広報やホームページ、窓口等で、育児・介護休業制度や労働時間の短縮などの情報を、市民や企業等に分かりやすく発信します。 ○ 男女雇用機会均等月間（6月）などに、商工会議所や商工会、医師会等と連携して、企業等に制度の周知を図るとともに、性別にかかわらず誰もが育児休業等を取得しやすい環境づくりを推進します。 ○ 新見商工会議所や阿哲商工会等の関係団体を通して、市内企業等に岡山県が実施している「おかやま子育て応援宣言企業」や国の「くるみん認定企業」等の周知に努めるとともに、啓発活動に努めます。	商工観光課
	○ ハローワークと連携し、市内の子育て広場に求人情報を設置し、子育て家庭に情報を提供します。	子育て支援課
男性の家事等への参加促進	○ 男性料理教室や講座等を開催し、家庭における役割分担や職業生活との関わり方を学ぶ場を提供し、性別にかかわらず誰もが家事や子育て、介護等を主体的に担い、仕事や地域活動と両立できる環境づくりを推進します。	生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新見市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実をはじめ、子育てに関する相談支援体制の充実、子育て家庭の交流の場の充実など、総合的な子育て支援施策を計画的に実施します。 ○ 保健師や栄養士の訪問、健診、各種教室等で、子育てに関する正しい情報の提供と育児相談を充実し、妊娠から子育てへの切れ目ない支援体制を整えます。 	健康医療課 子育て支援課 教育連携推進課
仕事と介護の両立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアや医療・介護連携、認知症対策、介護予防等を推進するとともに、高齢者の保健福祉サービス等の充実を図ります。 ○ 仕事と介護を両立できるよう、地域包括支援センターやケアマネジャーが、相談対応や必要な情報提供を行います。 ○ 「介護保険サービスのご案内」や市のホームページ等を活用し、介護保険サービスの最新情報を分かりやすく市民に発信するとともに「長寿社会いきいきガイド」を関係機関へ配布し、高齢者福祉サービスについて周知を図ります。 	高齢者支援課
庁内労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員が育児・介護休業を取得しやすい職場環境を整え、特に男性の取得を促進します。 ○ 小・中学校職員に制度を周知し、代替職員の配置で安心して休業できる環境を整えます。 	総務課 学校教育課

【基本目標3】地域社会における男女共同参画の推進

基本施策7 地域活動における男女共同参画の促進

社会通念や慣習にとらわれず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、男女共同参画を推進する市民団体等と協働し、セミナーや出前講座等を実施するなど、地域における男女共同参画社会の形成を推進します。

取組名	取組内容	担当課
誰もが参加しやすい地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での様々な活動の場において、社会通念や慣習、慣行、性別にかかわらず誰もが地域活動に参加できるよう啓発を推進します。 ○ 市民がスポーツ活動等における役割分担や社会生活、職業生活との関わり方を学ぶ場の充実に努めます。 	生涯学習課
市民団体との協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画を推進する市民団体との協働による、セミナーや出前講座の開催をはじめ、意見交換会の実施に努めます。 	総合政策課
地域活動を行う団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会通念や慣習、慣行、性別にかかわらず誰もが参加しやすい地域活動を推進し、地域活動を担う各種団体の活動を支援します。 	市民課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性グループを中心とした「新見もったいない市」や「ひな祭り」等について、多様な媒体を活用した市民への周知や参加の促進などを通して、地域活動を支援します。 	商工観光課

基本施策8 防災・減災分野における男女共同参画の推進

地域の防災、減災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、女性の防災士資格の取得や自主防災組織の活動への女性の参画を促進します。また、消防団員に女性や若い世代の入団を促進し、多様な視点を生かした地域防災力の向上を図ります。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点による防災活動	○ 女性の防災士資格の取得や自主防災組織における防災活動への女性の参画など、男女共同参画の視点を踏まえた地域における防災、減災活動を促進します。	総務課
女性消防団員等の充実	○ 女性の若い世代の力を地域防災に生かすため、新見公立大学において、学生機能別消防団員の入団促進を目的とした説明会等を実施し、入団者を増やすことで女性の参画を推進します。 ○ 他の市町の女性消防団員が集まる研修会や情報交換会への参加、交流を通じて、女性消防団員の知識や技術の向上を図ります。	消防本部

基本施策9 国際交流の推進と多文化共生の意識づくり

外国語講座の開催や地域で外国人と触れ合う機会を設け、市民の国際意識と多文化共生への理解を深めます。また、学校や地域における多様な取組を通して、児童・生徒の国際理解を深め、多文化共生の意識を育みます。

取組名	取組内容	担当課
多文化共生の理解促進	○ 外国語講座等の開催や地域で外国人と触れ合う機会の提供を通して、市民の国際意識を高めるとともに、異文化や多文化共生についての理解を促進します。	教育連携推進課
国際理解と国際交流の推進	○ 女性の人権に関する国際的な条約や制度等の情報を収集し、市民に提供します。 ○ 「国際交流ふれあいデイ」等の開催をはじめ、姉妹都市、友好都市との国際交流を推進し、女性問題や男女共同参画に関する意見交換等を通して、市民への多文化共生に対する理解を促進します。	教育連携推進課
	○ 小・中学校において、ALTと教員の共同授業や行事への参加を通して地域との交流の機会を増やし、児童・生徒への多文化共生に対する理解を促進します。 ○ 国際交流支援員の活用などにより、ALTが安心して働ける環境の整備に努めます。	学校教育課
国際理解教育の推進	○ 小・中学校の授業や行事、就学前施設への訪問等を通して、ALTと児童・生徒が交流することで、児童・生徒の国際意識を高めるとともに、多文化共生に対する理解を促進します。	学校教育課

【基本目標4】生涯にわたる健康づくりへの支援

基本施策10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

誰もが生涯にわたって健康で心豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、健康教室や各種健診、がん検診等を通して、市民への生活習慣病予防や運動習慣の定着、健康に関する正しい知識の普及を推進します。

児童・生徒に対しては、発達段階に応じた健康に関する正しい知識を身に付けることができる、学びの場の充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
生涯にわたる健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康教室や各種健康診査、がん検診をはじめ、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及、運動習慣の定着を図る取組を推進します。 ○ 高血圧や高血糖を予防するとともに、重症化しないよう、啓発や健診の受診勧奨、保健指導を行います。 ○ 乳がん、子宮頸がん検診については、乳幼児健診時等を活用して受診を勧奨するとともに、乳がんの自己検診方法の普及に努めます。 	健康医療課
健康寿命延伸の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケーブルテレビ放送やサロン等での実践指導を通して、高齢者を対象とした「新見で～れ～ええ体操」の普及に努め、運動習慣の定着を図るとともに、ロコモティブシンドロームやフレイルの予防を促進します。 	高齢者支援課
児童・生徒への健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校においてH I V／エイズに関する教育に取り組み、発達の段階に応じた性教育を推進します。 ○ 健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、小・中学校で禁酒、禁煙、薬物乱用等をテーマとした保健学習、喫煙による健康への影響に関する講座等を開催し、正しい知識の普及に努めます。 	学校教育課
高校生への妊娠・出産の正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生を対象に妊よう性講座を開催し、妊娠や出産についての正しい知識の普及に努めます。 	健康医療課

基本施策 11 母子保健の充実

妊婦、産婦健診や乳児健診等の受診勧奨により、親子の健康づくりを支援するとともに、地区担当保健師による育児への不安や負担感を抱える親子への伴走型相談支援など、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない母子保健事業を推進します。

取組名	取組内容	担当課
母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親子健康手帳交付時や家庭訪問などの機会に、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査の必要性や内容の説明、受診勧奨を行い、親子の健康づくりを支援します。 ○ 地区担当保健師を中心に関係機関と連携し、育児への不安や負担感を抱える親子を支援するとともに、伴走型相談支援事業の実施などにより、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。 ○ 「妊娠・出産・応援パッケージ事業」の実施など、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進します。 	健康医療課
母性保護や健康管理の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親子健康手帳交付時に、仕事を持つ妊産婦に「母性健康管理指導事項連絡カード」を提供し、妊娠や出産に関する健康管理について啓発します。 	健康医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報やホームページ、ポスターやパンフレット等を活用し、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理について、事業主が「母性健康管理指導事項連絡カード」の記載内容に応じて適切な措置を講じるよう、企業等への啓発に努めます。 	商工観光課
不妊・不育に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊、不育に関する相談や情報提供に努めます。 ○ 市の広報やホームページ等を活用し、不妊、不育に対する治療費の助成についての周知を図ります。 	健康医療課

【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）

基本施策12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

あらゆる暴力を根絶するため、様々な機会や場を活用して、DVやハラスメント等あらゆる暴力の防止や正しい理解の促進に向けた啓発活動を推進します。

取組名	取組内容	担当課
暴力防止のための 広報・啓発	○ 「岡山県男女共同参画推進月間（毎年11月）」や「女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～11月25日）」の期間に合わせて、各種ハラスメントやDV等暴力防止のための啓発活動の充実を図ります。	総合政策課
	○ 新見商工会議所や阿哲商工会を通して、企業等に「DV防止法」の情報を提供するとともに、ポスターや広報物等を活用し、各種ハラスメントやDV等暴力防止のための啓発に努めます。	商工観光課
あらゆる暴力防止 に向けた取組	○ 職員掲示板や直属上司との面談、研修等を通して、市職員の法令順守やハラスメント防止に対する啓発活動を推進します。	総務課
青少年の健全育成 に向けた取組	○ 小・中学校の実態に応じて、成人向け書籍コーナーや風俗施設等入場禁止の指導を行うとともに、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。 ○ 児童・生徒の保護者にフィルタリング（有害サイト利用制限）の利用を奨励するとともに、ネット犯罪に関する研修会を開催し、SNS等のネットトラブルについて主体的に考える機会を設けます。	学校教育課
	○ 街頭啓発活動や青パトによる防犯パトロール等を実施し、青少年の健全育成を推進します。	青少年育成センター
被害者情報の保護 の徹底	○ 関係各課が連携し、各種ハラスメントやDV等暴力被害者情報の保護や管理を徹底するとともに、支援対象者の情報の管理を徹底します。	総合政策課 市民課

基本施策13 きめ細かな被害者支援体制の充実

関係機関と連携し、DV被害者や子どもに対する相談支援体制の充実を図るとともに、多様な媒体を活用して、相談窓口の認知の拡大を図ります。

取組名	取組内容	担当課
関係機関と連携した相談・支援業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署や女性相談所等の関係機関との連携や情報共有を図り、DV等暴力をはじめとする相談、支援業務の充実を図ります。 ○ DV等暴力の被害者やその家族等の自立を支援するとともに、個々の状況に合わせた対応に努めます。 	総合政策課
虐待等防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターの役割である「母子保健」と「児童福祉」の一体的支援が実施できるよう、多様な関係機関とのネットワークづくりに努め、児童虐待への「予防的支援」を目標とした取組を推進します。 ○ 要保護児童対策地域協議会やケース会議を開催し、特定妊婦や要保護児童の早期発見、迅速な対応と連携体制による支援を実施します。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策地域協議会と協力し、児童虐待防止の啓発活動を推進するとともに、児童相談所や警察署、保健所、関係機関等と連携して対応します。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある人等への虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関と連携した支援に努めます。 ○ 高齢者や障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、啓発活動や研修会等を開催し、権利擁護の推進を図ります。 ○ 権利擁護協議会や研修会を通して、地域連携ネットワークの構築を推進します。 	福祉課 高齢者支援課
相談員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待やDVなどの課題を抱える子育て家庭に対して、子ども家庭総合支援拠点相談員と男女共同参画プラザ相談員が連携し、継続的に支援します。 ○ 子ども家庭総合支援拠点の定例会議等に男女共同参画プラザ相談員が参加し、連携を深めます。 	総合政策課

【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

基本施策14 地域共生社会の実現に向けた取組

高齢者や障がいのある人、外国人市民等に対する生活支援等の事業に取り組むとともに、包括的な支援体制づくりに向けた地域福祉活動を推進します。

取組名	取組内容	担当課
健康福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある人など誰もが地域で安心して生活できるよう、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域共生社会の構築に取り組みます。 ○ 「新見市地域福祉計画」に基づき、高齢者や障がいのある人など誰もが地域で安心して生活できるよう、地域における支え合いやつながり、社会参加の場づくりや重層的な支援体制づくりに向けた、地域福祉活動を推進します。 	福祉課
高齢者や障がいのある人が暮らしやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業計画」に基づき、生活支援や生活環境の向上、社会参加や就業機会の確保、権利擁護の推進など、高齢者福祉の充実及び介護保険事業の着実な推進に取り組みます。 	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新見市障がい者計画」に基づき、障がいのある人を対象とした、多様な生活支援や社会参加、地域交流の促進等の事業を推進します。 ○ 「新見市障がい福祉計画」「新見市障がい児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援、障害児相談支援等の提供体制の確保に向けた各種事業に取り組みます。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザインの視点に立った施設等の整備や移動支援の充実、防災、防犯対策の充実を図ります。 	福祉課 高齢者支援課

取組名	取組内容	担当課
外国人市民への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人市民が安心して暮らせるよう、庁舎にテレビ通訳ができるタブレットを設置し、様々な相談に対応します。 ○ 外国人市民に関係する制度等について、市の広報やホームページ等を活用して周知を図ります。 ○ 外国人の窓口対応として、多言語対応タブレット端末を使用することで、円滑に意思疎通が図れるよう努めます。 	総務課 市民課
バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新見市公園施設長寿命化計画」等に基づき、遊具等や付帯する設備、建築物等の適正な維持、管理に努めます。 	都市整備課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザイン普及の観点から、施設の改修や新たな施設建設時に、手すりやスロープ、点字ブロック等の設置を促進します。 	総務課

基本施策 15 困難な問題を抱える人への支援（新見市困難な問題を抱える女性支援計画）

基本施策 15 の取組については「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付け、ひとり親家庭や様々な生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、多様な生活支援と相談支援体制の充実に取り組めます。

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困難な問題を抱える女性への支援が届くよう、新見市男女共同参画プラザをはじめ、岡山県女性相談支援センター等関係機関の相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、問題や課題の解決に向けて支援に取り組めます。 	総合政策課
相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、関係機関とのネットワークづくりを行います。 ○ 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言等を行うことで、相談者自身の家計管理能力の向上を図るとともに、早期の生活再建を支援します。 ○ ひきこもりなど社会的な孤立状態にある人に、生活の困りごとや就労、心身の問題等について相談に応じ、解決に向けて支援します。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、過度な責任や負担を抱えている子ども（ヤングケアラー※）の把握に努めるとともに、必要な支援を検討します。 	子育て支援課 学校教育課

※ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

取組名	取組内容	担当課
生活困窮家庭等における子どもの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や副食費の免除、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成等を実施するとともに、各種手当や制度について、SNS等を活用したプッシュ型広報等により周知を図ります。 ○ 保護者が負担する学校給食費への支援を行い、子育て世帯の経済的支援を推進します。 	子育て支援課 学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域全体で子どもを育てる気運を醸成するための活動を推進するとともに、地域の人材による学習支援を行い、児童・生徒の学力の向上を支援します。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の就労機会の確保や育児負担の軽減につながるよう、放課後児童クラブの運営を支援します。 	教育連携推進課
ひとり親家庭等への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭等の自立に向け、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、家庭の状況に応じた就労や子育て等を支援します。 ○ 養育費履行確保支援事業等を実施し、ひとり親家庭の養育費の取り決め等を支援するとともに、制度についての周知に努めます。 	子育て支援課

第6章 計画の推進に当たって

【1】計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本計画に係る取組は、周知、啓発のみならず教育、労働、保健、福祉等市政の幅広い分野に関わっています。そのため、関係する庁内部署間の連携の強化を図りながら、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を推進します。

2 市民や関係団体等と行政の協働による推進

本計画を、より実効性のあるものとして推進するためには、市民や関係団体等と行政の協働体制が必要です。地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ちながら、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。また、DVに関する相談業務等は、県の女性相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図ります。

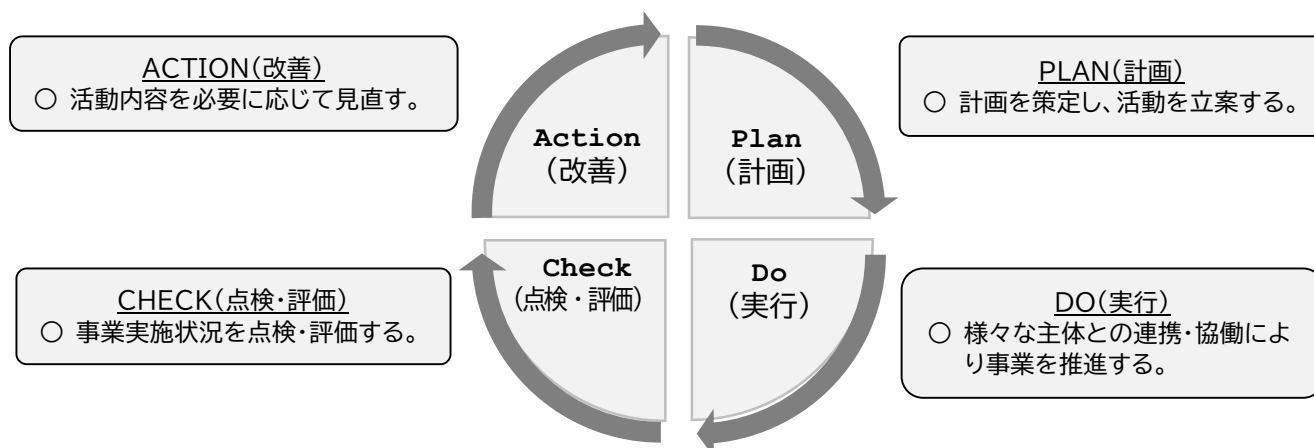
3 計画の推進に向けた情報発信と実施体制

本計画の推進に当たっては、市の広報やホームページ等を活用し、取組状況を市民に分かりやすく発信します。市民の意見を施策に反映するとともに、拠点施設「新見市男女共同参画プラザ」における機能の充実及び相談窓口の強化を図ります。さらに、新見市男女共同参画審議会の意見を踏まえ、男女共同参画施策を着実に推進します。

【2】計画の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。本計画の着実な進行に向けて、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理します。

【参考／PDCAサイクルによる進捗状況の管理イメージ】



【3】数値目標

評価項目		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	把握 方法
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	18.9%	40.0%	1
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	44.8%	増加	1
【基本目標2】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）				
3	審議会等委員の女性委員の割合	32.4% (4月1日現在)	40.0%	3
4	市職員の女性管理職の割合※	26.5% (4月1日現在)	30.0%	3
5	就職の機会や職場（仕事の場）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.6%	増加	1
6	家族経営協定を締結している農家の数	52戸 (4月1日現在)	増加	3
7	市男性職員の育児休業取得率	39.1% (令和6年度)	85.0%	3
【基本目標3】地域社会における男女共同参画の推進				
8	地域社会（自治会等の地域活動の場など）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.0%	増加	1
9	女性防災士の人数	14人 (4月1日現在)	増加	3
10	女性消防団員の人数	64人 (令和6年度)	増加	3
【基本目標4】生涯にわたる健康づくりへの支援				
11	乳がん検診の受診率	32.2% (令和6年度)	増加	3
12	子宮頸がん検診の受診率	18.9% (令和6年度)	増加	3

【把握方法】

- 1 市民アンケート
- 2 男女共同参画に関する市民意識調査
- 3 庁内資料

※ 消防職を除く

評価項目		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	把握 方法
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）				
13	DV被害者で誰（どこ）にも相談しなかった市民の割合	44.3%	減少	2
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり（新見市困難な問題を抱える女性支援計画）				
14	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容や言葉を知っている市民の割合	25.8%※	増加	1

【把握方法】

- 1 市民アンケート
- 2 男女共同参画に関する市民意識調査
- 3 庁内資料

※ 「内容まで知っている」と「見聞きしたことはあるが内容までは知らない」の合計値

【1】新見市男女共同参画まちづくり条例

平成17年3月31日条例第31号

前文

新見市は、これまで山陽と山陰を結ぶ交通の要衝として、また中国山地の恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた岡山県西北部の中核都市として発展してきた。古くは、平安末期から戦国末期まで京都東寺の荘園として栄え、それぞれの時代を開拓したすばらしい先駆者たちの歴史が今も語り伝えられている。他方では、古い慣習等が未だ残されている地域でもある。

日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれているが、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行等は依然根強く、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。また、少子・高齢化や国際化、情報技術等の急速な進展など、社会経済状況への的確な対応も求められている。

こうした中、国においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定し、男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置づけ、男女の実質的平等を達成するための様々な取り組みが進められているところである。

本市で行った意識調査や審議会などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて様々な問題が提起され、幅広い市民の多様な意見を集約したところである。

この意見を踏まえ、私たち新見市民は、男女の対等なパートナーシップによる真に心豊かで活力ある21世紀都市・新見の創造を目指し、市、市民及び事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに、新見市男女共同参画まちづくり条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画によるまちづくりの推進に関し、基本理念及びその努力目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会的、政治的、

経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。

(3) 事業者 市内において事業を行うすべてのものをいう。

(4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性差とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性差をいう。

(6) セクシュアルハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。

(7) ドメスティックバイオレンス 夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(1) 男女が性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されること。

(2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。

(3) 男女がお互いの理解の下で、性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康が配慮されること。

(4) 男女が相互の協力の下に、それぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。

(5) 男女がそれぞれ政策、方針の立案及び決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。

(6) 男女平等の推進が、国際社会での取り組みを十分理解して行われること。

（努力目標）

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画によるまちづくりに当たり、次の各号に掲げる事項を努力目標とし、

この達成に努めるものとする。

(1) 家庭における努力目標

ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭づくり

イ 家族一人一人が固定的な性別役割分担の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭づくり

ウ 家事、育児、介護等、従来女性が担ってきた無償労働に対し、必要に応じて経済的評価を与える家庭づくり

(2) 学校における努力目標

ア 児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性や人権を大切にし、男女平等を促進する学校づくり

イ ジェンダーにとらわれることなく、係、当番等の役割分担が行われ、進学、就職等において、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校づくり

(3) 地域における努力目標

ア 男女の人権が尊重され、差別なく平等に地域活動に参加し、企画や実践にかかわる地域づくり

イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、ジェンダーにとらわれることなく、それぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定される地域づくり

ウ 女性が積極的に社会参画し、リーダーシップが発揮できる地域づくり

(4) 職場における努力目標

ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進又は再雇用等について性別を理由とする差別がない職場づくり

イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動又はボランティア活動に参加しやすい職場づくり

ウ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場づくり

エ 妊娠、出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場づくり

オ セクシュアルハラスメントがなく、安心して働ける環境が保障される職場づくり

カ 農林漁業、商業等の自営業において、女性の労働が正当に評価される職場づくり

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 すべての市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為

(3) 乳幼児から高齢者にいたる男女に対する、ドメスティックバイオレンス又は虐待行為

(4) 新聞、雑誌、ポスター等により、情報を表示するすべての場合における、固定的な性別役割分担、女性に対する暴力及び性的羞恥心等を助長し、又は連想させる表現

(市の責務)

第6条 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の進めるすべての施策に男女共同参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、自ら積極的に参画し、男女共同参画まちづくりの推進に努めるとともに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティックバイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念の通り、男女共同参画まちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画まちづくりの推進のため、その事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画まちづくりの推進のための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、第20条に規定する新見市男女共同参画審議会の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう、適切な措置をとるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年、施策の実施状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、施策の実施状況を当該審議会に報告するものとする。

3 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(市における積極的改善措置)

第11条 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市の附属機関における積極的改善措置)

第12条 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報啓発活動)

第13条 市は、男女共同参画まちづくりについて、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

(情報収集)

第14条 市は、男女共同参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者に公表し、又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

(市民又は事業者への支援)

第15条 市は、市民又は事業者が実施する男女共同参画まちづくりを推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の推進)

第16条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市は、次代を担う子供たちの教育に関し、家庭及び地域から、男女がともに積極的に参画するよう啓発に努めるものとする。

(国、県、他の自治体との連携)

第17条 市は、男女共同参画まちづくりに関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的な連携に努めるものとする。

(相談の対応等)

第18条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市は、事業者及び市民の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

第3章 新見市男女共同参画審議会

(設置等)

第20条 男女共同参画の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、新見市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体から推薦された者

(4) 事業者から推薦された者

(5) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(専門部会)

第23条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 審議会の最初の会議は、第22条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新見市男女共同参画まちづくり条例(平成13年新見市条例第38号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

【2】新見市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、令和8年3月)

氏名	所属団体等	備考
土井 英子	新見公立大学 特任教授	会長
岩上 太郎	高梁公共職業安定所新見出張所長	
高橋 玲子	新見警察署生活安全刑事課長	
井石 雄也	新見市小学校長会（塩城小学校長）	副会長
宮崎 桂子	国際ソロプチミスト新見	
笹田 礼子	にいみフォーラム	
上田 亮子	新見市社会福祉協議会 地域福祉推進課長	
柴田 昭彦	新見商工会議所 専務理事	
野田 定子	阿哲商工会 女性部長	

【3】策定経過

【令和7（2025）年度】

期日	項目	内容
9月	アンケート調査の実施	・ 新見市 男女共同参画に関する市民意識調査
11月26日（水）	新見市男女共同参画審議会（第2回）	・ 諮問 ・ 第5次にいみ男女共同参画プランについて（骨子案、施策体系の考え方、数値目標進捗状況）
1月26日（月）	新見市男女共同参画審議会（第3回）	・ 第5次にいみ男女共同参画プランについて（素案）
2月6日（金）～ 2月27日（金）	パブリックコメント	・ 第5次にいみ男女共同参画プラン（案）について
3月9日（月）	新見市男女共同参画審議会（第4回）	・ 第5次にいみ男女共同参画プランについて（最終案）
3月16日（月）	答申	・ 新見市男女共同参画審議会から市長へ答申

【4】男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 令和7年6月27日法律第80号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱

いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない

い。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧告して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧告して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は

同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則（令和7年6月27日法律第80号）
（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【5】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律

に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の

適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時

間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- (2) その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (4) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる情報
- (2) 前項第3号に掲げる情報又は同項第4号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用する職員の男女の給与の額の差異
- (2) その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (4) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活

における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事

業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第

4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

(2) 略

(3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第

48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和7年6月11日法律第63号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条に1項を加える改正規定及び同法第38条第1項の改正規定(「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める部分に限る。)、第3条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第2項(見出しを含む。)の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める部分に限る。)並びに第4条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項の改正規定、同法第5条第2項第3号の改正規定及び同法附則第2条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条、第7条、第8条の2及び第16条の規定 公布の日

(2) 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第4条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の改正規定を除く。)並びに附則第6条の規定及び附則第13条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律

第88号)第47条の4の改正規定(「昭和41年法律第132号)」の下に「第27条の3第1項、」を加える部分に限る。) 令和8年4月1日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第6条 第4条の規定(附則第1条第2号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第1項及び第2項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第8条の2 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に

係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第2条第3項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【6】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和7年12月10日法律第84号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主

務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条におい

て「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な

援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。)

が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第11号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- (10) その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- (11) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第11号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限り。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- （退去等命令）
- 第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第2号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠と

している住居から退去すること及び当該住居の付近をは
いかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、
申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠
を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下
「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手
方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな
いときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に
属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄
する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力
等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄す
る地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力
又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項ま
での規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載
した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況
(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離
婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、
当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受
けたときであっては、当該配偶者であった者からの
身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身
体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害
を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての
時における事情

(3) 第10条第3項の規定による命令(以下この号並
びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」
という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が
当該同居している子に関して配偶者と面会すること
を余儀なくされることを防止するため当該3項命令
を発する必要があると認めるに足りる申立ての時
における事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする
場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶
者と面会することを余儀なくされることを防止する
ため当該命令を発する必要があると認めるに足りる
申立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員
に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援
助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実が
あるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警
察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及
び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置
の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書
面でなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対す
る脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命
等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又
はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者
であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対
する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であ
つた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅
迫を受けた状況を含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体
に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大
な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申
立ての時における事情

(3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員
に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援
助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実が
あるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警
察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及
び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置
の内容

3 前2項の書面(以下「申立書」という。)に第1項第5
号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事
項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号
から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項
についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は
電磁的記録で公証人法(明治41年法律第53号)第5
3条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添
付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から
第4項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保
護命令」という。)の申立てに係る事件については、速
やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うこ
とができる審尋の期日を経なければ、これを発すること
ができない。ただし、その期日を経ることにより保護命
令の申立ての目的を達することができない事情がある
ときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条
第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場
合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又

は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるときに交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法

令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる

場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命

令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
------------	-----------------	---

第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書

第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

及び第2項第1号		
----------	--	--

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後

に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則（平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

附則（令和元年6月26日法律第46号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命

令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年5月25日法律第52号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

附 則（令和5年5月19日法律第30号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条の規定 公布の日
(2) 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）

第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

- 3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過

措置）

第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。」を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月14日法律第53号）抄
この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日
(2) 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項

の改正規定、第45条の規定（民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。）、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第

3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和7年12月10日法律第84号）
この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【7】 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号
最終改正 令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

- 第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
 - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
 - 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）
- 第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- （女性相談支援員）
- 第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）
- 第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所

した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

(1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

(2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

(3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

(1) 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

(4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

(5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人

その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)

(2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(2) 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律

第66号)の公布の日のいずれか遅い日

(3) 略

(4) 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号)抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

発行年月
令和8年3月

発行者
新見市 総務部 総合政策課

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

電話 (0867)72-6143

FAX (0867)72-3602

メール s-seisaku@city.niimi.lg.jp